

令和 8 年度

# 労働保険事務組合事務手続きの手引

神奈川県労働局総務部労働保険徴収課事務組合係

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-77-2 大和地所馬車道ビル 9 階

TEL 045(650)2866

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

# 令和8年度の 年度更新の申告・納付は

6月 1日から  
7月10日までです。

## 口座振替納付の場合

申告は7月10日までで  
納付は9月 7日です。

第2期納付期限 11月16日

第3期納付期限 2月15日

②引き落とし日には「口座振替事前通知ハガキ」に記載された額が引き落とされますので、委託事業場に滞納がある場合には口座を空にし、納付書により金融機関窓口で納入してください。

### 電子申請・電子納付も利用可能です

電子申請・電子納付の詳しい内容、操作方法については、  
e-Govポータルサイト内  
「e-Gov電子申請」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) をご覧ください。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日額	保 険 料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

# 目 次

年間事務処理手順	(1)
<b>第1章 労働保険料等の申告</b>	(2)
事務組合の年度更新	(2)
1. 年度更新の流れ	(2)
【労働保険対象者の範囲】	(5)
【賃金総額算入早見表】	(7)
【労働保険料等算定基礎賃金等の報告】〈記載例〉	(9)
【労働保険料等納入通知書】〈記載例〉	(11)
2. 「保険料・一般拠出金申告書内訳」「保険料・一般拠出金申告書」の作成	(12)
(1) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成要領	(12)
【保険料・一般拠出金申告書内訳】【保険料・一般拠出金申告書】〈記載例〉	(13)
(2) 「保険料・一般拠出金申告書」の作成	(19)
3. 一括有期事業の年度更新（建設事業・末尾5）	(19)
(1) 一括有期事業報告書	(19)
(2) 一括有期事業総括表	(20)
【一括有期事業報告書等】〈記載例〉	(21)
【中小事業主、末尾「5」】〈記載例〉	(23)
【中小事業主、末尾「5」（メリット）】〈記載例〉	(25)
4. メリット制適用事業の年度更新申告方法等について	(27)
(1) メリット制適用事業の種類について	(27)
(2) 令和8年度年度更新申告書に係る送付書類（お知らせ文書）について	(28)
(3) メリット制適用事業のある場合の年度更新申告提出書類について	(28)
(4) 労災保険料率決定通知書が届かない場合	(28)
<b>第2章 労働保険料等の納付</b>	(29)
1. 労働保険料等の納付方法（末尾「8」を除く）	(29)
【納付書】〈記載例〉	(29)
2. 労働保険料等の納付窓口	(31)
3. 労働保険料の内部処理	(32)
4. 労働保険料等の還付についての事務処理	(35)
【還付請求書】〈記載例〉	(36)
5. 労働保険料等の増額又は減額訂正・確定修正	(38)
【増減額訂正】〈記載例〉	(40)
【確定修正】〈記載例〉	(45)
6. 保険料等を滞納した場合の事務処理	(50)
【滞納事業場報告書】【納入事業場報告書】〈記載例〉	(51)
【納付誓約書】〈記載例〉	(53)
7. 算定基礎調査について	(54)
<b>第3章 労災保険特別加入制度</b>	(55)
1. 労災保険の特別加入制度	(55)
2. 特別加入の種類と事務手続	(55)

(1) 中小事業主等（第1種特別加入）	(55)
(2) 一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）	(57)
(3) 特定作業従事者（第2種特別加入）	(58)
(4) 海外派遣者（第3種特別加入）	(59)
3. 特別加入に係る留意事項	(60)
4. 特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合	(61)
5. 特別加入手続きの記入例	(64)
【特別加入保険料月割算定基礎額早見表】	(69)
【中小事業主等の特別加入の提出書類と保険料算定期間について】	(70)
6. 特別加入者の加入時健康診断	(71)
【特別加入時健康診断申出書】〈記載例〉	(73)
7. 第2種（一人親方）特別加入の年度更新	(74)
【特別加入年度更新】〈記載例〉	(75)
8. 第3種（海外派遣）特別加入の年度更新	(81)
<b>第4章 事務組合に関する事務</b>	<b>(82)</b>
1. 帳簿及び書類	(82)
(1) 法定三帳簿	(82)
(2) 帳簿等の保存年限	(82)
(3) 法定三帳簿及び保険料申告書内訳の独自様式使用の承認	(83)
(4) 労働保険料等出納簿	(83)
【労働保険料等徴収及び納付簿】〈記載例〉	(85)
2. 事務組合に関する手続き	(87)
(1) 認可申請書記載事項等に変更があった場合の事務処理	(87)
【労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届】〈記載例〉	(88)
(2) 労働保険料等の口座振替について	(89)
(3) 労働保険料等徴収納付状況報告書の提出について	(89)
3. 労働保険事務組合に対する報奨金制度	(90)
<b>第5章 委託事業場に関する事務</b>	<b>(93)</b>
1. 労働保険事務等の処理を委託されたとき	(93)
2. 労働保険事務等処理委託内容が変更されたとき	(93)
3. 労働保険事務等処理委託を解消したとき	(94)
4. 事務組合に係る継続事業一括申請に関する取扱い	(95)

## (参考資料・様式集)

事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書	(63)	送付状	(106)
独自コンピュータ様式の承認について	(84)	年度更新用送付状	(107)
各種様式のホームページからのダウンロードについて	(97)	「労働保険料等徴収・納付状況報告」〈記載例〉	(109)
取下げ願い	(99)	労災保険率表	(111)
理由書	(100)	第2種特別加入保険料率表	(112)
経歴書	(101)	第3種特別加入保険料率表	(113)
誓約書	(102)	労務費率表	(113)
中小企業の業種分類表と委託できる事業主規模	(103)	特別加入に係る健康診断実施機関名簿	(114)
事故事業場報告書	(104)	令和8年度の雇用保険料率のご案内	(115)
労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願	(105)		

## 年間事務処理手順

日 程	内 容
3月2日 ～3月31日	特別加入者が、4月から給付基礎日額の変更を希望する場合 「給付基礎日額変更申請書」を提出
4月 ～5月中旬	「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」を委託事業主より受理 ※記載内容の点検
5月下旬	「納入通知書」を事業主へ送付 委託事業主より保険料を受領し「領収書」を交付 ※7月10日までに納付できるよう余裕を持って通知 「徴収及び納付簿」に記載
6月1日	「概算・確定保険料／一般拠出金申告書」の配布 ※申告書の申告済概算保険料(⑱欄)が正しく印書されているか確認し、相違があれば早急に労働局に問い合わせること
6月1日 ～7月10日	特別加入者が、4月から給付基礎日額の変更を希望する場合 第1種は「保険料申告書内訳」を提出 第2種は「給付基礎日額変更申請書」を提出 第3種は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を提出
6月上旬	「保険料申告内訳」「申告書」の作成
7月10日まで	「申告書」等の書類の提出(「CD」含む)、保険料・一般拠出金の納付書による納付 ※申告・納付期限を厳守  令和7年度に報奨金の交付を受けた事務組合は、報奨金の区分経理に係る確認書類を提出
7月11日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に「労働保険料等滞納事業場報告書」を労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出
9月18日まで	年度更新後に新規委託、委託解除等がある場合は、「増減額訂正報告」を作成提出(第2期・第3期に係る納付書に反映)
10月15日	「報奨金交付申請書」の提出期限
11月17日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に「労働保険料等滞納事業場報告書」を労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出
12月18日まで	年度更新後に新規委託、委託解除等がある場合は、「増減額訂正報告」を作成提出(第3期に係る納付書に反映)
2月16日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、「労働保険料等滞納事業場報告書」を法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出

# 第1章 労働保険料等の申告

## 事務組合の年度更新

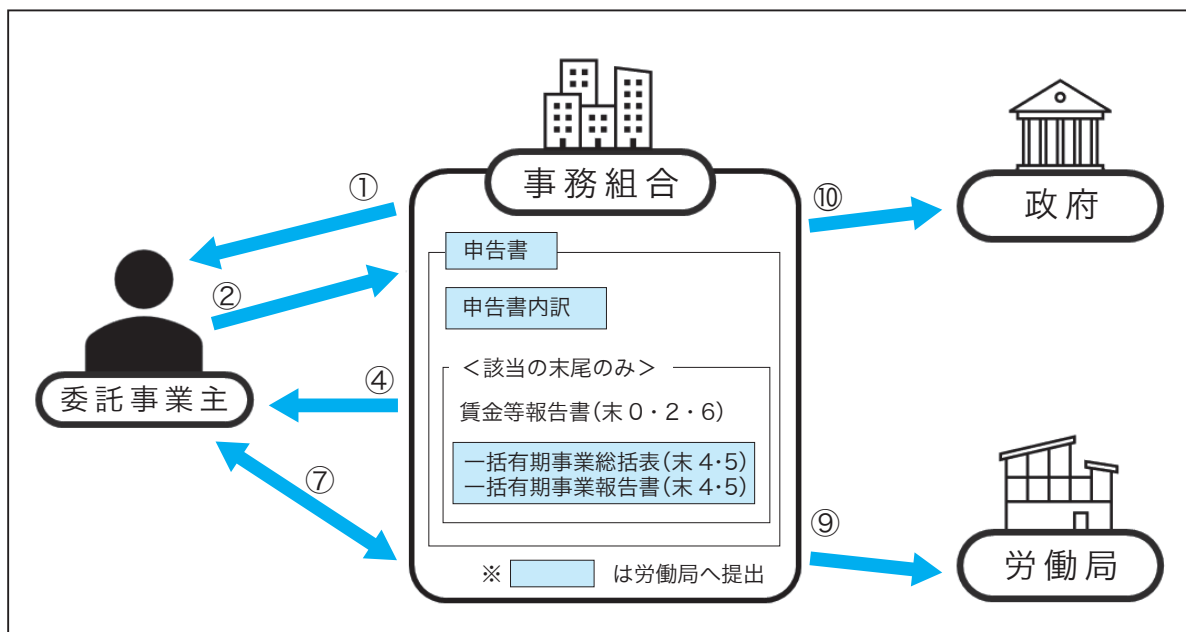
事業主は前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを「保険年度」といいます。）の1年を単位とし、その間で全ての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

### 1. 年度更新の流れ

- ① 委託事業主に「賃金等の報告」を配布
- ② 委託事業主から「賃金等の報告」を回収
- ③ 「賃金等の報告」の記載内容の確認
- ④ 「納入通知書」を作成し、委託事業主へ通知
- ⑤ 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成
- ⑥ 「保険料・一般拠出金申告書」の作成
- ⑦ 保険料の徴収、領収書の交付
- ⑧ 「労働保険料及び納付簿」への記載
- ⑨ 申告書等の提出
- ⑩ 保険料の納付

林業（末4）、建設（末5）の事業は、  
「一括有期事業総括表」  
「一括有期事業報告書」の作成

年度更新 申告・納付期限 7月10日  
※納期限が土日にあたる場合は、翌開  
庁日が納期限となります。



**(1) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告【記載例P.9～10】（5月中旬頃まで）**

各委託事業主は、前年4月1日から本年3月31日までの過去1年間（年度途中で事務委託したものは、委託の日から本年3月31日まで）に使用した労働者の数と賃金の総額（確定した賃金総額）及び、本年4月1日から翌年3月31日までの間の賃金総額の見込額について「賃金等の報告」に記入して事務組合に報告します。

以下の点に注意して記載内容の点検を行ってください。

- ① 委託事業主の記名の有無。
- ② 名称・所在地の変更の有無。変更があれば名称所在地等変更届を提出する。
- ③ 事業の概要の記載の有無。また、前年度と変更がないか。変更がある場合は、名称所在地等変更届及び確認の添付書類が必要。
- ④ 月別賃金額は円単位まで記入されているか。
- ⑤ 常用使用労働者数、被保険者数が正しく算出されているか。  
労働者の定義については、【労働保険対象者の範囲】（P.5～6）参照。
- ⑥ 賞与・交通費等の算入漏れはないか。  
賃金総額への算入の可否については【賃金総額算入早見表】（P.7～8）参照。
- ⑦ 第1種特別加入者の記載漏れ、変更等の確認。
- ⑧ 労働者数と賃金総額のバランス。

また、日雇労働者を雇用する事業主は、印紙保険料を納付するほか、一般保険料についても納付します。賃金等の報告に算入漏れのないよう、特に注意ください。

**(2) 「労働保険料等納入通知書」の作成と保険料等の徴収【記載例P.11】**

「賃金等の報告」を各委託事業主に作成させ、その報告に基づいて労働保険料を計算し、「納入通知書」を作成してください。作成した「納入通知書」を各委託事業主に送付して労働保険料等を徴収します。

7月10日までに納付できるよう余裕を持って通知してください。

**(3) 「一括有期事業報告書」、「一括有期事業総括表」の作成【記載例P.21～22】**

請負による建設の事業等のように、その事業の特殊性から賃金総額を正確に算定することが困難な事業については、特例により請負総額に労務費率を乗じて得た額を当該事業に使用される労働者に係る賃金総額とみなします。

また、元請工事があった場合には、「一括有期事業報告書」等の作成が必要になります。詳しくは「3. 一括有期事業の年度更新（建設事業・末尾5）」（P.19～）をご参照ください。

#### (4) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」「保険料・一般拠出金申告書」の作成

【記載例P.12～19】

「賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」・「一括有期事業総括表」（末4・5のみ）を基に「保険料・一般拠出金申告書内訳」を作成します。労働保険番号別に委託事業場の保険料の合計を算出したら「保険料・一般拠出金申告書」に転記します。

#### (5) 「労働保険料等領収書」の作成と留意事項

委託事業主から労働保険料等の交付（集金）を受けたときは、必ず「労働保険料等領収書」（組様式第8号）を交付してください。領収書は年度ごとにあらかじめ一連番号を付して使用してください。

なお、領収年月日及び領収金額の訂正はできません。書き損じた場合には、切り離すことなく複写により斜線を引き「書損」と朱書きし、再作成した正しい内容の領収書を交付してください。また、書損した領収書の旧番号の上に、新しく領収した番号を朱書きにて記入してください。

#### (6) 「労働保険料等徴収及び納付簿」への記載【記載例P.85～86】

各委託事業主の労働保険料等が算定されたら、委託事業主ごとに作成する、「労働保険料等徴収及び納付簿」の**確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額欄**に委託事業主の**納付すべき労働保険料等の額、各期分の納付額**を計算の上記入します。

#### (7) 年度更新書類の提出

年度更新申告・納付期限は7月10日です。納期限が土日にあたる場合は翌開庁日が納期限となります。

	提出部数		末0	末2	末4	末5	末6
申告書	2枚	局用、組合控	○	○	○	○	○
内訳書	3部	局用、署用、組合控 (末2：局用、組合控の2部)	○	○	○	○	○
特例内訳（※1）	2部	局用、組合控	△		△	△	△
一括有期事業総括表（※2）	2部	局用、組合控				○	
一括有期事業報告書（※2）	2部	局用、組合控				○	

※1 年度途中で特別加入を脱退or加入した方がいる場合に提出してください。

※2 前年度中に終了した元請工事がない場合は、提出不要です。

## 【労働保険対象者の範囲】

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣により特別加入の承認を得ている労働者は個別に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <p>○ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者</li> <li>・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者</li> </ul> <p>○ 昼間学生</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
法人の役員（取締役）の取扱い	<p>代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>② 法令又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有すると認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③ 監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※ 保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 代表取締役は被保険者になりません。 ② 監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○ 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○ その他法人又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>※ 保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
事業主と同居している親族	<p>一般労働者（親族以外の労働者）を使用する事業のみ、次の条件を満たしていれば、労働者となります。</p> <p>同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則としては労働基準法上の「労働者」には該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして取り扱います。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</li> <li>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</li> <li>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</li> <li>② 31日以上雇用見込みがあること。</li> <li>・派遣先…原則として手続の必要はありません</li> </ul>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>労働者の申請により、申請者に対して日雇労働被保険者手帳が交付されます。この手帳を保持している者を雇用する場合、別途印紙保険料の納付（手帳へ貼付）が必要となります。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、また日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

## 【賃金総額算入早見表】

### 賃金の範囲

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。したがって、「賃金」には、

- ① 事業主が労働者に支払ったものであること。
- ② 労働の対償として支払ったものであること。

の二つの要件が備わっていなければなりません。

また、労働の対償として通貨以外で支払われる食事、被服、住居の利益も、賃金となります。

「労働の対償」とは、

- ① 実費弁償的なものでないこと。
- ② 恩恵的なものでないこと。「恩恵的なものでない」とは、労働協約、就業規則、給与規定等によってその支給が事業主に法律上義務づけられている場合及び慣習が慣習法となり又は慣習が労働協約の内容となることによってその支給が事業主に義務づけられているものをいいます。

支給金銭等の種類	内 容	算入・非算入別
基本給、固定給等 基本賃金	時間給・日給・月給、臨時、日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	算入される
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う賃金	〃
扶養手当、子供手当、家族手当等	労働者本人以外の者について支払われる手当	〃
宿・日直手当		〃
役職手当、管理職手当等		〃
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	〃
教育手当		〃
別居手当		〃
技能手当		〃
特殊作業手当	特殊な作業に就いた場合に支払う手当	〃
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	〃
生産手当	生産に応じて支給される手当	〃
物価手当		〃
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当等	〃
賞 与	夏季・年末などに支払うボーナス、プラスアルファ等特別加算額も含む	〃

支給金銭等の種類	内 容	算入・非算入別
通 勤 手 当	非課税分を含む	算入される
休 業 手 当	労働基準法第26条の規定に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当	〃
定期券・回数券等	通勤のために支給される現物給付	〃
雇用保険料その他 社 会 保 険 料	労働者の負担分を事業主が負担する場合	〃
チ ッ プ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの	〃
住 宅 手 当	社宅等の貸与を行っている場合、貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合	住宅手当に相当する額が全員に支給されているものとみなされ、その額が算入される
	一部の社員のみ貸与され他の者に何ら均衡給与が支給されない場合	福利厚生手当とみなされ算入されない
休 業 補 償 費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない	算入されない
退 職 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない ただし、前払い退職金は算入されることがある	〃
結 婚 祝 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない	〃
死 亡 弔 慰 金	〃	〃
災 害 見 舞 金	〃	〃
増 資 記 念 日 祝 金	就業規則、労働協約等の定めのない場合	〃
創 立 記 念 日 祝 金	〃	〃
私 傷 病 見 舞 金	〃	〃
解 雇 予 告 手 当	労働基準法第20条の規定に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当	〃
年 功 慰 労 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない	〃
制 服	交通従業員の制服、工員の作業服等、業務上必要なもの	〃
出張旅費・宿泊費等	実費弁償と考えられるもの	〃
脱退給付金付団体 定期保険の保険料	福利厚生手当	〃
会社が全額負担する 生 命 保 険 の 掛 金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生 保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの	〃
財産形成貯蓄のため事業 主が負担する奨励金等	労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため、事 業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励 金（特殊奨励金など）	〃
工具手当、寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を 支払う場合	〃
傷 病 手 当 金	健康保険法第99条の規定に基づくもの	〃

【記載例】

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等

①欄  
令和7年4月1日から令和8年3月31日（年度途中で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日から令和8年3月31日）まで使用した労働保険対象労働者数（各月の末日（賃金締切日のある場合は各月の末日直前の賃金締切日）の数）と雇用保険非対称保険者の人数及び支払うことが確定した賃金の総額を月別及び各欄の区分により記入すること。  
なお、合計欄（⑥、④及び⑦）には③、④及び⑤の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑥+⑦には⑥の額に⑧の⑨の額を加えた額を、⑧には④の額から⑤の額を差し引いた額を記入すること。

各月の人数欄の合計（賞与欄を除く）  
12  
ただし、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱い事業及び一括有期事業については、令和7年度中の1月平均使用労働者数を記入すること。  
令和7年度中の 延使用労働者数  
所定労働日数

⑫欄  
令和7年度の第1種特別加入者の氏名と承認された給付基礎日額及び保険料算定基礎額を記載し、⑪にはその合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入すること。

① 労働保険番号 14301-000000000000  
② 雇用保険事業所番号 14001-000000000000

③ 事業の名称 ○○産業株式会社 TEL 045-231-0000  
④ 事業の所在地 横浜市中区○町×-×  
⑤ 事業主の氏名 ○○ ○○ ⑥ 作成者氏名

区分	⑪ 令和7年度 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金							
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 <small>（業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等（留意事項参照））</small>	(3) 臨時労働者 <small>（パートタイマー、アルバイト等）</small>	(4) 合 <small>（(1)+(2)+(3)）</small>				
令和7年4月	4人	1,116,531円	1人	273,968円	3人	257,716円	8人	1,648,215円
5月	4	1,108,296	1	280,142	3	248,080	8	1,636,518
6月	4	1,106,775	1	269,100	3	240,961	8	1,616,836
7月	3	976,775	1	263,386	3	391,670	7	1,631,831
8月	3	924,701	1	270,432	3	378,934	7	1,574,067
9月	3	927,473	1	259,200	3	372,783	7	1,559,456
10月	3	908,923	1	264,580	3	380,142	7	1,553,645
11月	3	918,198	1	271,146	3	372,890	7	1,562,234
12月	3	906,261	1	284,152	3	380,805	7	1,571,218
令和8年1月	3	917,136	1	283,768	3	361,926	7	1,562,830
2月	3	918,053	1	282,854	3	371,833	7	1,572,740
3月	3	936,414	1	281,769	3	368,114	7	1,586,297
賞与等 7年7月		1,906,942		556,542		175,000		2,638,484
賞与等 7年12月		2,056,942		711,382		175,000		2,943,324
年 月								
合計		15,629,420		4,552,421		4,475,854		
							1カ月平均使用労働者数	⑧ 24,657,695
							人	⑨ 24,657
								⑩ (⑧+⑨) 30,132

⑫ 令和7年度確定		特別加入者	⑬ 令和8年度概算		⑭ 令和8年度
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	
10,000円	3,650,000円	○○ ○○	10,000円	3,650,000円	① 常時使用者
5,000円	1,825,000円	○○ ○○	脱退		② 雇用保険被保険者
		○○ ○○	16,000円	5,840,000円	③ 支払賃金総の見込
					④ 賞与等臨時払賃金の見込
	⑪ 5,475千円	合計	①+② 34,147千円	③ 9,490千円	⑤ 合計

⑬欄  
前年度より引き続き加入を希望するもの及び新規加入希望者の氏名と「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」をそれぞれ記載し、①にはその合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を、①+②には、①の額に④の⑤の額を加えた数を記入すること。  
なお、特別加入していたものが次年度より脱退する場合は「脱退」と明記すること。

※ (太枠) が「保険料申告書内訳」へ転記する欄です。

現在の適用業種と変更がないか必ず確認してください。

の報告 (事業主控)

(○○○) △△△△

⑦事業の概要(具体的に記入してください)  
工業用プラスチック製品の製造

⑨特掲事業  
イ.該当する  該当しない  
⑩令和8年度概算の延納  
イ.する  ロ.しない  
(分割納付(3回)) (一括納付(1回))

名 ○○ ○○

※⑧業種 6:1:10:4

⑨欄  
雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という)に該当する場合は、イを○で、特掲事業に該当しない場合はロを○で囲む。  
(1) 土地の工作もしくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の事業(園芸サービスの事業は除く。)  
(2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕もしくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、養鶏、酪農又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く)  
(3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業。  
(4) 清酒の製造の事業。

確定賃金総額						
雇用保険対象被保険者数及び賃金						
計	(5)被保険者 <small>日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く (留意事項参照)</small>		(6)役員で被保険者扱いの者 <small>給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者 (留意事項参照)</small>		(7)合計 (5)+(6)	
	円	4人	1,116,531円	1人	273,968円	5人
	4	1,108,296	1	280,142	5	1,388,438
	4	1,106,775	1	269,100	5	1,375,875
	3	976,775	1	263,386	4	1,240,161
	3	924,701	1	270,432	4	1,195,133
	3	927,473	1	259,200	4	1,186,673
	3	908,923	1	264,580	4	1,173,503
	3	918,198	1	271,146	4	1,189,344
	3	906,261	1	284,152	4	1,190,413
	3	917,136	1	283,768	4	1,200,904
	3	918,053	1	282,854	4	1,200,907
	3	936,414	1	281,769	4	1,218,183
		1,906,942		556,542		2,463,484
		2,056,942		711,382		2,768,324
円					1ヵ月平均被保険者数 ㉑ 20,181,841円	
千円		15,629,420		4,552,421	人 ㉒ 20,181千円	
千円						

令和8年度賃金総額の見込み額			
労災保険		雇用保険	
用数	人	/	
除数	人		
額	円	円	円
支額	円	円	円
①(㉑)+㉒)千円	③(㉑)+㉒)千円		
前年度と同額	前年度と同額		

予備欄
各月の人数欄の合計(賞与欄を除く) 12 ※端数は切り捨てること。ただし、除した数が1未満になった場合に限り、切り上げて1とする。

各月の人数欄の合計(賞与欄を除く)  
12  
※端数は切り捨てること。ただし、除した数が1未満になった場合に限り、切り上げて1とする。

⑭欄

(1) 賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍を超える場合は、①欄は、令和8年度における1か月の平均使用労働者数(各月の人数の合計を12で除したものを)、㉑欄には、令和8年度における1か月の平均被保険者数を、㉒欄には、令和8年度の支払い賃金総額の見込額を、㉓欄には、令和8年度の賞与等臨時支払い賃金の見込額を記載し、㉔欄に、㉒欄の額と㉓欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載すること。  
(2) 賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍を超える場合は、①欄は、令和8年度における1か月の平均使用労働者数(各月の人数の合計を12で除したものを)、㉑欄には、令和8年度における1か月の平均被保険者数を、㉒欄には、令和8年度の支払い賃金総額の見込額を、㉓欄には、令和8年度の賞与等臨時支払い賃金の見込額を記載し、㉔欄に、㉒欄の額と㉓欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載すること。

# 【記載例】

組様式第7号(甲)

## 労働保険料等納入通知書 (事務組合控)

労働保険 番号	府県	標準 管轄	基幹番号	枝番号
	14	301	00000000	0000

住所 横浜市中央区〇町×-×

委託事業主の

氏名 〇〇産業(株)

殿

金	万	千	百	十	円
2	2	3	4	8	3

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和8年6月30日までに当事務組合に納入してください。

令和8年6月〇〇日

所在地 横浜市中央区〇〇町×-×-×

労働保険  
の  
事務組合

名称 〇〇労働保険事務組合

算定方法

令和7年度確定			令和8年度概算		
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	確定保険料
労災	千円 $\frac{6}{1,000}$	円 147,942	労災	千円 $\frac{6}{1,000}$	円 147,942
特加入	$\frac{6}{1,000}$	32,850	特加入	$\frac{6}{1,000}$	56,940
雇用	$\frac{14.5}{1,000}$	292,624	雇用	$\frac{14.5}{1,000}$	292,624
合計		① 473,416	合計		⑥ 497,506
申告済概算保険料		② 416,262	区分	概算保険料額	各期納付額
差引額		③(②-①)	全期	⑦(⑥+③)	円 ⑧(②-③又は⑦+⑤)
充当額		④(②-①又は②-①-③)	第1期	165,836	222,990
還付額		⑤(①-②)	第2期	165,835	165,835
不足額		57,154	第3期	165,835	165,835
賃金総額	料率	一般拠出金額	⑨(⑥+③)		
一般	千円 $\frac{0.02}{1,000}$	円 493	⑩		
拠出金			⑪(⑥+③)		
			⑫		

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した右期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該右期事業分を差引いた賃金総額を記入して下さい。

一般拠出金は、延納が出来ない為、第1期に含めてください。  
記載例の場合は、1期分は222,990 + 493 = 223,483になります。

## 2. 「保険料・一般拠出金申告書内訳」・「保険料・一般拠出金申告書」の作成

### (1) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成要領

- ① 「労働保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成に当たっては、委託事業主から報告された、「賃金等の報告」を基幹番号ごとに整理し、枝番号順に記入してください。欠番があれば当該内訳より除外してください。
- ② 業種番号・常時使用労働者数及び被保険者数は必ず記入してください。
- ③ 前年度メリット適用で今年度メリット適用外となった事業場及び今年度新たにメリット適用となった事業場については基幹の内訳書には入れず、メリット適用分の内訳書・申告書で提出してください。
- ④ 各業ごとに小計を記入し、別葉に合計を記入します。
- ⑤ 年度途中で新規委託、委託解除になった事業場は、空欄を利用して注釈を付してください。  
 例 ○年○月○日 新規委託  
     ○年○月○日 委託解除  
 （個別又は他の事務組合からの委託、委託解除後  
 個別又は他の事務組合への移行はその労働保険  
 番号を記入してください。）
- ⑥ 年度途中で委託解除等が生じて確定精算をした事業場（増減額訂正報告をしたもの）も必ず記載してください。（メリット適用以外）なお、増減額訂正時と賃金総額に変更が生じた場合には、一般拠出金の額が変更になりますので、労働局へ連絡ください。
- ⑦ 特例計算（月割り）を行う特別加入者がいる場合は、⑳欄「第1種特別加入者」欄に12分の何月と表示をするとともに、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第2号）を併せて提出する必要があります。「特例内訳」は、2枚1組（局用・組合用）になっています。
- ⑧ 一般拠出金は、労災の賃金総額（⑦の（一）のみ）に、0.02 / 1000を掛けてください。
- ⑨ 賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- ⑩ 保険料を算出し、円未満の端数が出たときは、その端数は切り捨てます。
- ⑪ 便宜委託事業場（事務組合の母体団体自体）は⑬確定保険料及び⑮一般拠出金額を赤わくで囲んでください。
- ⑫ 提出部数は下表のとおりです。

基幹番号 末尾番号	提出部数	提出先
0	3部（労働局用・監督署用 事務組合控）	神奈川労働局総務部 労働保険徴収課
2	2部（労働局用・事務組合控）	〃
4・5・6・8	3部（労働局用・監督署用 事務組合控）	〃 監督署

- ⑬ 申告書内訳を電子媒体で提出する場合は、指定した形式で作成した電子ファイルをDVD又はCDに保存して提出してください。なおその場合にも申告書内訳（紙媒体）の提出も必要となります。

⑩欄  
「賃金等の報告」④の金額を記入する。

⑦欄  
(一) … 「賃金等の報告」⑥の金額を記入する。  
(特) … 「賃金等の報告」④の金額を記入する。

⑬欄  
⑨+⑫の額を④欄の「常時使用労働者数」により区分し記入する。

④欄  
「賃金等の報告」の「1か月の平均使用労働者数」を記入する。

⑤欄  
「賃金の報告」の「1か月の平均被保険者数」を記入する。

⑥欄  
労働保険の適用状況により、該当部分を○で囲む。ただし、二元適用事業の場合は両保険成立しているとするので、「労災」、「雇用」のどちらか。

③欄  
業種欄は労働局へ届け出済みの業種を記入する。業種変更があった場合には、名称所在等変更届等の提出が必要です。

②欄  
今年度の報奨金の算定資料となりますので、正確に記入してください。  
甲A…5人未満・両保  
甲B…5人未満・片保  
乙A…5人以上・15人以下・両保  
乙B…5人以上・15人以下・片保  
(但し、特別加入者の確定のみの事業場及び事務組合の母体の団体は除く。)

組様式第6号(甲)

労働保険番号A 1 4 3 0 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
府県 所管 管轄 基幹番号  
令和7年度 確定  
令和8年度 概算

① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働者数	⑤ 被保険者数	⑥ 労働関係区分	令和7年度確定保険料		令和8年度概算保険料(増加・減額)		確定保険料(規模区分別)				
						労災保険		雇用保険		合計額(⑨+⑫)				
						⑦ 賃金総額	⑧ 労災保険率	⑨ 保険料(⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用保険率	⑫ 一般保険料(⑩の(一)×⑪)	15人以下	16人以上	
001	〇〇産業(株)	6 1 0 4	7	4	両保	24,657	(一)	147,942	20,181	14.5	292,624	473,416		
					労災	(特)	5,475	(特)					32,850	
					雇用	(計)		(計)					180,792	
002	グリーン〇〇	8 4 2 0	6	4	両保	28,975	(一)	86,925	19,236	14.5	278,922	374,970		
					労災	(特)	3,041	(特)					9,123	
					雇用	(計)		(計)					96,048	
003	〇〇事務組合	9 4 1 6	2	2	両保	11,904	(一)	35,712	10,602	14.5	153,729	189,441		
					労災	(特)		(特)						
					雇用	(計)		(計)					35,712	
005	〇〇工業(株)	5 6 0 4			両保	(一)	(一)				メリット適用事業場			
					労災	(特)							(特)	
					雇用	(計)							(計)	
006	㈱〇〇交通	7 1 0 2	1	1	両保	2,345	(一)	9,380	2,345	14.5	34,002	46,422		
					労災	(特)	760	(特)					3,040	
					雇用	(計)		(計)					12,420	
007	〇〇モーターズ(株)	5 8 0 1	4	4	両保	4,212	(一)	16,848				35,828		
					労災	(特)	4,745	(特)					18,980	
					雇用	(計)		(計)					35,828	
008	㈱〇〇タクシー	7 1 0 2	16	16	両保	63,674	(一)	254,696	63,674	14.5	923,273	1,198,409		
					労災	(特)	5,110	(特)					20,440	
					雇用	(計)		(計)					275,136	
010	〇〇加工	4 1 0 1	2	2	両保	3,175	(一)	17,463	3,175	15.5	R7.8.1 (増額申告提出済み) 事業開始同時委託 49,212	85,408		
					労災	(特)	3,406	(特)					18,733	
					雇用	(計)		(計)					36,196	
011	〇〇製作所	5 7 0 1			両保	(一)	(一)				R8.4.1 個別より新規委託(14101000000より移行)			
					労災	(特)							(特)	
					雇用	(計)							(計)	
012	㈱〇〇商店	9 8 0 2			両保	(一)	(一)				R8.4.1 委託換え(14301000000-000より移行)			
					労災	(特)							(特)	
					雇用	(計)							(計)	
小計			37	29	両保	8	A	2件	572,132	⑬	1,731,762	1,205,485 円	1,198,409	
					労災	1	B	1件						
					雇用	2	A	2件						
						計	9	B	件			2,403,894		

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(一)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象外なりません。

労働保険事務組合の名称 〇〇労働保険事務組合  
所在地 横浜市中区  
代表者の氏名 組合長

⑨欄  
⑦欄の(一)欄の額に料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは切り捨てた額)を記入する。  
※一般の労災保険と雇用保険の賃金総額が同額で、労災保険料率が「0.5厘」単位の料率があるときは、労災保険料に「1円」追加する。

# 保険料・一般拠出金申告書内訳

11 枚のうち 1 枚目

一般拠出		令和 8 年度概算保険料			第一種特別加入者						
⑭ 賃金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭× /1000)	⑯ 申告済概算保険料 (一般保険料 第1種特別 加入保険料)	⑰ 令和 8 年度概算保険料		⑱ 合計 (⑰+⑱)	氏名	令和 7 年 度の給付 基礎日額	適用 月数	区分	令和 8 年 度からの 給付基礎 日額	適用 月数
			⑲ 保 険 料 (第一種特別 加入を含む)	⑳ 雇 用 保 険 一般保険料							
24,657	493	416,262	204,882	292,624	497,506	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	10,000 5,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	16,000 10,000	12 12
28,975	579	474,245	7,245	278,922	286,167	R8.5.15 事業廃止による委託解除 〇〇〇〇	10,000	10	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
11,904	238	197,213	35,172	153,729	188,901				1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
2,345	[ 46 ]	48,767	R7.8.20 (R7.10.10 減額訂正提出済) 委託替えによる委託解除 (14301000000-00へ移行)			〇〇〇〇	5,000	5	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
4,212	84	42,002	35,828		35,828	〇〇〇〇 〇〇〇〇	8,000 5,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	8,000 5,000	12 12
63,674	1,273	1,398,455	275,136	923,273	1,198,409	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	10,000 4,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000 5,000	12 12
3,175	63	51,166	58,993	81,432	140,425	〇〇〇〇	14,000	8	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	14,000	12
			38,676	186,934	225,610				1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
			60,282	259,608	319,890	〇〇〇〇			1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	6,000	12
⑭ 138,942	⑮ 2,730	⑯ 2,628,110	⑰ 716,214	⑱ 2,176,522	⑲ 2,892,736	労働保険番号B 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 (労働保険番号A と同一のもの) 1 4 3 0 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇					

(郵便番号 231 - 〇〇〇〇 )  
 電話番号 ( 045 ) - ( 〇〇 ) 〇〇〇 番  
 〇〇町x-x-x  
 〇〇 〇〇

〔事務担当者〕  
 氏 名 〇〇 〇〇

労働局用

⑬欄  
令和7年度の概算保険料として申告した額を記入し、令和7年度中途に増減申告をしている場合はその増減後の額を、中途委託で概算保険料を申告していない場合は「0」と記入する。

⑰欄  
「賃金等の報告」の⑬欄の(i+j)の賃金総額に8年度の労災保険率を乗じて得た額を記入する。

⑱欄  
「賃金等の報告」の⑭欄のkの額に8年度の雇用保険率を乗じて得た額を記入する。

⑳欄  
区分欄については令和8年度の給付基礎日額について次の表示をする。  
 1. 新規・・・令和8年度から新規に特別加入する  
 2. 継続・・・給付基礎日額に変更がなく、特別加入を継続する  
 3. 変更・・・給付基礎日額を変更する  
 4. 脱退等・・・特別加入を脱退する

4月1日以降、年度更新申告書提出までに、委託解除になり労働保険料額が確定している場合には、その額を概算額として記載することも可能。

自己の組合を委託している場合(便宜委託)は、確定保険料の欄を赤マジックで囲むこと。

月割計算は、【特別加入保険料月割早見表】を参照。

事業の廃止、委託換え、個別への移行などの事業場は解除の年月日を記入する。また、減額訂正報告をした場合にはその提出年月日等も記入する。

⑮欄  
 \* 年度途中の委託解除は、減額訂正を提出した場合(その際に、一般拠出金を納付済・未納付問わず)、年度更新時の納付額の対象とならないため、( )書きで記載する。  
 \* 小計・合計欄は( )書き外数【小計・合計額には含めず】にて記載する。



組様式第6号(甲)

集計表の小計を転記する。

労働保険番号A  
1 4 3 0 1 0 0 0 0 0 0 0

府県 管轄 基幹番号  
1 4 3 0 1 0 0 0 0 0 0 0

令和7年度 確定 令和8年度 概算  
保険料・一般拠出金申告書内訳

<合計表>

1 枚のうち 1 枚目

① 労働者種別 労働者番号 労働者区分	② 事業場の名称	③ 業種	④ 令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料		⑤ 令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料		⑥ 令和8年度概算保険料		⑦ 氏名	⑧ 第一種特別加入者 令和7年適用 基幹番号 適用月数	⑨ 令和8年適用 基幹番号 適用月数
			④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険	④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険	④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険	④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険	④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険	④ ① 労災保険 ④ ② 労災保険 ④ ③ 雇用保険 ④ ④ 労災保険 ④ ⑤ 雇用保険 ④ ⑥ 労災保険 ④ ⑦ 雇用保険			
371	集計表 1枚目	371	24,709,835	22,912,806	13,955,500	1,916,957	27,498,863	12,015,104	25,241,344	37,256,448	
346	2枚目	346	2,118,161	1,024,990	1,516,101	176,497	12,561,149	987,731	1,461,956	2,449,687	
418	小計	418	26,828,056	23,937,796	15,471,601	2,093,454	40,060,012	13,002,835	26,703,300	39,706,135	

※①～④は、一般拠出金決定に係る算定額(労災)については、⑤(労災保険)に係る算定額(労災)と同一額を記入して下さい。ただし、平成19年4月1日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合  
名称 〇〇労働保険事務組合  
所在地 横浜市中区〇町×××××番  
代表者の氏名 組合長 〇〇〇〇  
事務担当者 (氏名) 〇〇〇〇

合計表については、小計欄を合計欄として訂正し、総合計を記載してください。

②欄の記載方法(この欄は、報奨金の算定資料となりますので正確に記載してください。)

- 甲……常時使用労働者数が1人～4人
- 乙…… が5人～15人
- A……一元適用事業で両保険とも成立している事業
- B……二元適用事業及び一元適用事業で片保険のみ成立している事業

常時使用労働者数	1～4人	5～15人
一元	甲A	乙A
二元及び片保険	甲B	乙B

<保険関係が成立しているか否かの判断>

雇用、労災それぞれ下記の要件を満たしている場合に保険関係が成立しているものとして取り扱います。

雇用……令和7年度の確定保険料があること。  
ただし、退職中の者のみため確定保険料が「0円」となった場合には、保険関係が成立しているものとして取り扱います。

労災……令和7年度の一般保険料の確定保険料があること。  
したがって、令和7年度の確定保険料が第1種特別加入保険料のみの場合には保険関係は成立していないものとして取り扱います。  
ただし、一括有期事業については、このような場合であっても、常時使用労働者がいる場合(労働者はいるが下請け仕事しかなかった場合)には、保険関係は成立しているものとして取り扱い、A・Bの件数にも計上します。

# <「保険料・一般拠出金申告書」の記載例>

組様式第6号(甲)

労働保険番号A	府県	所掌	管轄	基幹番号
1430100000000000	1	4	3	010000000000

令和7年度 確定  
令和8年度 概算

## 保険料・一般拠出金申告書内訳

① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働者数	⑤ 被保険者数	令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料(増加・減額)・一般拠出金										⑧ 氏名				
					⑦ 労災保険			⑧ 雇用保険			⑨ 確定保険料		⑩ 一般拠出金			⑪ 申告済概算保険料 (一般保険料第1種特別加入保険料)	⑫ 労災保険 (保険料第一種特別加入を含む)	⑬ 雇用保険 一般保険料	⑭ 合計 (⑪+⑫)
					⑦-1 賃金総額	⑦-2 保険料 (⑦-1×⑤)	⑦-3 賃金総額	⑧-1 雇用保険率	⑧-2 一般保険料 (⑧-1×⑤)	⑨-1 15人以下	⑨-2 16人以上	⑩-1 賃金総額 (※)	⑩-2 一般拠出金額 (⑩-1×/1000)						
	集計表 1枚目		374	246	(-)	(-)	1,600,673	24,810,418	22,986,960	14,019,474	1,922,195	(202) 90,534	27,471,271	12,058,050	24,897,127	36,955,177			
	2枚目		44	34	(-)	(-)	130,171	2,017,638	1,550,836	1,452,427	171,259	(29) 8,559	2,889,530	944,785	1,806,173	2,750,958			
			418	280			13,181,641	26,828,056	24,537,796	15,471,901	2,093,454	(231) 99,093	30,360,799	13,002,835	26,703,300	39,706,135			

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一任有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

(郵便番号 231 - 〇〇〇〇 )  
電話番号 ( 045 ) - (〇〇〇) △△△△ 番

労働保険事務組合の 名称 ○〇労働保険事務組合

所在地 横浜市中区〇〇町××-×-×

代表者の氏名 組合長 ○〇 ○〇

〔事務担当者〕 氏名 ○〇 ○〇

( )の金額については、「保険料申告書」に記載しません。

### 延納

概算保険料を延納する場合は「3」、一括納付する場合は「1」と記入してください。  
(計算方法)

令和8年度概算保険料が39,706,135円の場合

第1期 13,235,379円 (イ)  
29,737,409 ÷ 3 = 第2期 13,235,378円 (チ)  
第3期 13,235,378円 (ル)

\*余りが生じる場合は、余りは必ず第1期に加算してください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 ¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OC2片への記入は上記の「標準字体」でお願いいたします。

種別 修正項目番号 入力力徴定コード 都道府県 所管 管轄 基 幹 番号 枝 番号

※各種区分 管轄(2) 地域別番号 業 種 産業分類

提出用 令和 8 年 7 月 10 日 あて先 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル9階

②増加年月日(元号・令和) ③事業開始年月日(元号・令和) ④高時利用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

神奈川労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

Table with columns for insurance type (労働保険料, 労災保険分, 雇用保険分) and amounts for the period from April 1, Heisei 7 to March 31, Reiwa 8.

Table with columns for insurance type (労働保険料, 労災保険分, 雇用保険分) and amounts for the period from April 1, Reiwa 8 to March 31, Reiwa 9.

⑦事業主の種別番号(変更のある場合記入) ⑧事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑨延納の申請 納付回数 3

Table showing total estimated insurance amount (40,060,012円) and other financial details like interest (50,315円) and late payment (1,000円).

Payment schedule table with columns for period (第1期, 第2期, 第3期), amount, and business details (住所, 業種, 法人番号).

⑮欄 印書されている金額に疑問のある場合には訂正せずに労働局に照会してください。

⑳欄 ⑮の額>⑩の(イ)の額になった場合...その差額を(イ)又は(ロ)へ記入してください。 ⑮の額<⑩の(イ)の額になった場合...その差額を(ハ)に記入してください。

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

30840 神奈川労働局 00075348 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 08 年度

納付の場所以及金額 (納付金額 ¥1,328,415.7) and recipient information (横浜市尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル9階).

## (2) 「保険料・一般拠出金申告書」の作成

「保険料・一般拠出金申告書」は、原則として、基幹番号ごとに作成し、保険料・一般拠出金申告書ごとに、「保険料・一般拠出金申告書内訳」を添付して提出することになります。

ただし、メリット制適用事業及び第3種特別加入（海外派遣）については枝番号ごとに保険料申告書を作成しなければなりません。

この保険料申告書は、ふじ色印刷は、安定所所掌（所掌3）、黒色印刷は、監督署所掌（所掌1）に色分けしてあり、あらかじめ労働保険番号、事業主（事務組合）の住所、氏名、申告済概算保険料額等を印書したものが労働保険事務組合に郵送されます。

### <保険料等申告書作成上の留意点>

- ① □□□□で表示された記入枠に記入する文字はOCRで直接読み取られますので**黒のボールペン**を使用し申告書右上部に記載された「標準字体」にならって大きめの文字で記入してください。なお、納付書の納付金を記入するときのみ、その額に「¥」記号を付してください。
- ② 提出の際は、なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げてください。

## 3. 一括有期事業報告書（建設事業・末尾5）

一括有期事業とは、元請として請負った小規模な有期事業（建設工事など）を工事種別に適した業種で一括し、保険料を算定する事業です。

小規模な有期事業とは、下記（1）の①に該当する事業であり、末尾「5」業種「建設業」で保険関係を成立させ申告を行います。

当該申告を行うにあたり、保険料算定基礎資料として「一括有期事業報告書」、「一括有期事業総括表」の提出が必要となります。（元請工事が無い場合、当該報告書・総括表の提出は必要ありません。）

なお、一括有期事業の要件に該当しない事業は、単独有期事業として個別で労災保険加入の手続きを行います。

### (1) 一括有期事業報告書（様式第7号）

#### ① 記載すべき事業

- 令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に終了した元請工事。（令和7年3月31日以前に工事を開始し、令和7年度中に終了した工事を含まれます。）

- 請負金額が1億8千万円未満の事業。(消費税額除く。)
- 概算保険料が160万円未満の事業。
- ② 作成方法・注意事項
  - 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等の関係書類から、請負代金の変更、追加付帯工事、支給材、控除物等の有無を確認の上、作成してください。(請負金額で算定せず、賃金総額のみで算定した場合も報告書の提出が必要です。)
  - 事業の種類ごとに別葉としてください。
  - 一括有期事業総括表に記載してある事業開始時期ごとに記載してください。
  - 請負金額が500万円未満の工事は、事業の種類・開始時期ごとに「○○工事外○○件」とまとめて記載できます。
  - 平成31年4月1日以降に開始した一括有期事業については、地域制限がなくなりました。

## (2) 一括有期事業総括表

### <作成方法・注意事項>

- 一括有期事業報告書から工事の種類、開始時期ごとに請負・賃金総額合計を転記して下さい。
- メリット適用事業は、「労災保険料決定通知」で通知されているメリット料率を適用します。(メリット制については、P.27以降をご参照ください。)

概算保険料	令和8年度に通知された料率	
確定保険料	労災保険率	工事開始日の属する年度の増減率
	メリット増減率	工事終了日の属する年度の増減率

- 一括有期事業報告書に対応した総括表が作成されているかを確認し、漏れがないことを確認の上、提出してください。

# <一括有期事業報

この2部は確定保険料申告の際に、記載し、提出用を提出する。

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

事業主控

## 一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち 1枚目		
14101		00	00	00	00	00			
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	1 請負金額の内訳				2 労務費率	3 賃金総額	
			イ 請負代金の額	ロ 請負代金に 加算する額	ハ 請負代金から 控除する額	ニ 請負金額 (イ+ロ-ハ) 円			
〇〇ハイツ新築工事	横浜市中区 〇〇町〇-〇	7年3月1日から 8年1月31日まで	6,000,000			6,000,000	23	1,380,000	
〇〇邸新築工事 外5件	横浜市中区 〇〇町〇-〇外	7年4月1日から 8年3月31日まで	8,500,000			8,500,000	23	1,955,000	
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
事業の種類	35 建築事業	計	14,500,000			14,500,000		3,335,000	

500万円未満の工事は  
まとめて記入できます。

平成27年4月1日以降に開始した工事  
については、請負金額から消費税額を  
除いた額を記入します。

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します

令和8年7月10日

郵便番号( 232-△△△△ )  
電話番号( 045-〇〇〇-△△△△ )

住所 横浜市中区〇〇町×-×

神奈川 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏名 〇〇建設 〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

【注意】

社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日 提出代行者 事務代理者の表示	氏名	電話番号

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

事業主控

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち 2枚目		
14101		00	00	00	00	00			
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	1 請負金額の内訳				2 労務費率	3 賃金総額	
			イ 請負代金の額	ロ 請負代金に 加算する額	ハ 請負代金から 控除する額	ニ 請負金額 (イ+ロ-ハ) 円			
〇〇邸内装工事	横浜市中区 〇〇町〇-〇	7年11月1日から 7年12月20日まで	5,300,000			5,300,000	23	1,219,000	
A宅内装工事外1件	横浜市中区 〇〇町〇-〇外	7年6月1日から 7年11月20日まで	3,670,000			3,670,000	23	844,100	
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
		年 月 日から 年 月 日まで							
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	8,970,000			8,970,000		2,063,100	

# 告書等の記載例

別添様式

労働保険等

## 令和7年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号								枝 番 号
		1	4	1	0	1	○	○	○	○	○	○	○
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額		保険料率		保 険 料 額				
			円		千円	1000分の	1000分の	円					
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		18 19 19		89 79 34							
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの		20 19		16 11							
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの		18 17		10 9							
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		23 25 24 19		17 9.5 9							
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの	14,500,000	21 23		13 11 9.5			31,682				
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの	8,970,000	22 23		15 12			24,756				
36	機械装置の組立て又は据付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5							
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5							
		令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		38		6							
	その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5							
		平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		22 21		6.5 6							
		平成19年3月31日以前のもの		①									
合 計		23,470,000		5,398			56,438						
				②	(①を除いた合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額						
					5,398 千円	1000分の0.02	(②)×(③)	107 円					

注  
1 一括有期事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。  
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。  
4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号( 232 - △△△△ )  
電話番号( 045 - ○○○ - △△△△ )

令和8年 7 月 10 日

住 所 横浜市中央区○○町×-×

神奈川 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 氏 名 ○○建設 ○○ ○○

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

# <中小事業主、末尾「5」の記載例>

常時使用労働者数が「0」の場合は空欄とせず「0」と記入してください。

月割りの特例対象者のとともに別紙様式も必  
特別加入者名は必ず全

組様式第6号(甲)

労働保険番号A 1:4101000000

令和7年度 令和8年度 確定概算

## 保険料・一般拠出金申告

① 労働 保険 番号 の 枝 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 常 時 使 用 労働者 数	⑤ 保 険 区 分	令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金										令和8年度概算保		
					⑦ 労 災 保 険			⑩ 雇 用 保 険			⑬ 確 定 保 険 料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑫)		一 般 拠 出 金		⑮ 申告済概 算保険料 (一般保険料 第1種特別 加入保険料)	⑯ 令和8年度概算保 険料 (第一種特別 加入を含む)	
					⑧ 賃金総額 (千円)	⑧ 労災保 険率	⑨ 保 険 料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額 (千円)	⑪ 雇 用 保 険 率	⑫ 一 般 保 険 料 (⑩の(ハ)×⑪)	15人以下	16人以上	⑭ 賃金総額 (※)	⑭ 一般拠出金額 (⑭×0.02/1000)			
001	〇〇建設 〇〇〇〇	3502	7	7A 両保 労災 雇用	(-) 5,398 (特) 8,212	9.5	(-) 56,438 (特) 78,014 (計) 134,452					134,452		5,398	107	123,614	183,046
002	〇〇工務店 〇〇〇〇	3801	1	1A 両保 労災 雇用	(-) 1,973 (特) 3,650	12	(-) 23,676 (特) 43,800 (計) 67,476					67,476		1,973	39	96,876	67,476
008	㈱〇〇組 〇〇〇〇	3719	1	1A 両保 労災 雇用	(-) 0 (特) 2,920	15	(-) 0 (特) 43,800 (計) 43,800					43,800		0	0	110,150	R7.3.31 事業廃止による委託解除
012	〇〇建設㈱ 〇〇〇〇	3501		両保 労災 雇用	(-) 0 (特) 0		(-) 0 (特) 0 (計) 0					除外適用事業場					
015	〇〇土木 〇〇〇〇	3703	3	3A 両保 労災 雇用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160
小 計					12 両保 労災 雇用 計	4 A B	3 件 件	383,503				4 件 件 計	383,503 円 0 円	12,515	268	503,005	342,682

※⑮(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

郵便番号 231 - 0000  
電話番号(045) - 000-△△△△番

労働保険事務組合の名称 〇〇労働保険事務組合 所在地 横浜市中区〇〇町×-×

代表者の氏名 〇〇 〇〇 (事務担当者) 氏 名

事業場名に併せて、下段に事業主名も記入してください。

③業種欄は労働局へ届出済の業種を記入してください。業種変更があった場合には、名称所在地等変更届を提出する必要があります。





令和7年度確定保険料	令和8年度概算保険料	増額・減額	一般拠出金
労災保険 1,044,646	雇用保険 70,705	確定保険料 1,115,351	115,920
合計 1,115,351	合計 1,115,351		2,318

第1種特別加入者	令和7年度	適用月数	令和8年度	適用月数
氏名	0000	12	0000	12
給付基礎日額	18,000		18,000	
給付率	3		3	

継続事業 (一括有期事業を含む) 提出用

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

令和8年 7月 10日

あて先 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2

大和地所馬車道ビル9階

神奈川労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

和7年4月1日から令和8年3月31日まで

メリット 1115351

和8年4月1日から令和9年3月31日まで

メリット 1115351

令和7年度分

労働保険番号 14101000000

特別加入者 0120000 18,000

給付見込 8月14日加入 3月31日加入

特別による保険料算定基礎額 547,500

特別による保険料 1,642,500

令和8年度分

労働保険番号 14101000000

特別加入者 0120000 18,000

給付見込 8月14日加入 3月31日加入

特別による保険料算定基礎額 547,500

特別による保険料 1,642,500

申告書概算保険料額 243,286

増加概算保険料額 2,318

合計 245,604

事業又は作業の種類 83

事業番号 231-0000

所在地 横浜市中区〇〇町××

名称 〇〇労働保険事務組合

代表者氏名 〇〇〇

令和7年度分

労働保険番号 14101000000

特別加入者 0120000 18,000

給付見込 8月14日加入 3月31日加入

特別による保険料算定基礎額 547,500

特別による保険料 1,642,500

令和8年度分

労働保険番号 14101000000

特別加入者 0120000 18,000

給付見込 8月14日加入 3月31日加入

特別による保険料算定基礎額 547,500

特別による保険料 1,642,500

令和8年7月10日

神奈川労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

所在地 横浜市中区〇〇町××

名称 〇〇労働保険事務組合

代表者氏名 〇〇〇

上記のとおり報告します。

令和8年7月10日

労働保険事務組合

名称 〇〇労働保険事務組合

代表者氏名 〇〇〇

令和8年7月10日

メリットの場合、基幹番号とわけて記載します。

は、事業します。

#### 4. メリット制適用事業の年度更新申告方法等について

メリット制適用事業（同業種の事業であっても一定の規模以上の事業については個々の災害発生率の高低に応じて労災保険料率を一定の範囲内で増減させる制度）は、一般の委託事業と別に管理することになります。

そのため、「申告書」「申告書内訳」は、メリット制適用事業（枝番号）ごとにまとめて作成してください。

##### (1) メリット制適用事業の種類について

種 別	適用される料率		お知らせ文書 (該当の場合送付) ※1
	令和7年度 確定保険料	令和8年度 概算保険料	
i) 新規メリット	非メリット※2	メリット	①『分離統合のお知らせ』 ③『決定通知』
ii) メリット落ち※3	メリット	非メリット	②『保険率について』
iii) 前年度 メリット落ち※4	非メリット	非メリット	①『分離統合のお知らせ』
iv) 継続メリット	メリット	メリット	③『決定通知』

※1 通知文書の内容については次の(2)を参照ください。

※2 メリット制非適用事業の略。基本料率が適用され、基幹番号に包括。

※3 前年度が原因で非メリットとなる事業。

令和6年度確定保険料の結果、令和8年度は基本料率を適用。

※4 前々年度が原因で非メリットとなる事業。

令和5年度確定保険料の結果、令和7年度は基本料率を適用。

(2) 令和8年度年度更新申告書に係る送付書類（お知らせ文書）について

発送時期	件名
3月下旬 ～ 4月上旬	<p>『申告済概算保険料分離・統合のお知らせ』（①）労働局より送付 令和8年度概算保険料を基幹番号から「分離」または「統合」する事業を記載。 「分離」事業：i) 新規メリット／「統合」事業：iii) 前年度メリット落ちが該当します。</p> <p>『令和8年度労災保険率について』（②）労働局より送付 令和7年度確定保険料はメリット制適用、令和8年度概算保険料はメリット制非適用となる事業を記載。 ii) メリット落ち事業が該当します。適用される保険料率は、<u>令和7年度の年度更新時に『労災保険料率決定通知書』を同封し、既に通知済です。</u></p>
5月下旬 ～ 6月上旬	<p>『令和8年度労災保険料率決定通知書』（③）厚労省より送付 令和8年度概算保険料においてメリット制適用となる事業を記載。 年度更新申告書に同封されます。 i) 新規メリット、iv) 継続メリットが該当します。</p>

(3) メリット制適用事業のある場合の年度更新申告提出書類について

種別	提出物	メリット事業に係る申告書作成の留意点
i) 新規メリット	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	確定・概算保険料ともにメリット用の申告書を使用
ii) メリット落ち	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	確定・概算保険料ともにメリット用の申告書を使用
iii) 前年度メリット落ち	申告書1種類（基幹）	基幹用の申告書に包括して申告
iv) 継続メリット	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	前年度と同様に確定・概算保険料ともにメリット用の申告書を使用

(4) 労災保険料率決定通知書が届かない場合

既にメリット制適用となっている事業を新年度4月1日以降に新規受託などした場合は、『労災保険料率決定通知書』が送付されません。そのため労働局で作成し、送付します。

## 第2章 労働保険料等の納付

### 1. 労働保険料等の納付方法（末尾8を除く）

#### (1) 年度更新時の納付方法

令和7年度確定保険料並びに令和8年度概算第1期保険料の法定納期は、令和8年7月10日となっております。（口座振替納付の場合は9月8日）

事務組合は「保険料等申告書」の②欄（ト）の「今期納付額」を納入すればよいわけですが、「今期納付額」と委託事業所から徴収した合計金額とは必ずしも同額にはなりません。

これは委託事業場が一括納付であったり、前年度からの充当があったり、分納する事業場の端数がすべて第1期に加算されるからです。

このため年度更新時の納付にあたっては、組合で内部調整して納付してください。

またこのとき、第2期、第3期に相当する概算保険料は各期毎に「納付書」を作成し、各々「内入」と記入して速やかに納付してください。

#### (2) 納付額の内訳の記載

滞納保険料、延滞金、増減額訂正、確定修正の納付に当たっては、納付書の組合住所氏名欄枠内に枝番号、期別、納入目的（増減額訂正等）、金額を必ず記載してください。

### 【納付書記入例】

①令和8年度概算2期に内入する場合（内入する場合、2期分は9月15日まで、3期分は12月15日までに納付してください。）

領収済通知書		労働保険		国庫金		（記入例） ¥0123456789																
30840	取 扱 庁 名 神奈川県労働局	00075348	徴収勘定 労働保険料取入及び 経費支出金	労働保険 特別会計	0847	厚生労働省 管 轄	6118	令和	08	年度	※この裏面は、機械処理となりますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。											
③第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	④第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑤第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑥第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑦第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑧第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑨第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑩第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑪第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑫第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑬第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑭第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑮第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑯第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑰第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑱第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑲第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	⑳第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	㉑第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	㉒第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	㉓第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	㉔第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。	㉕第3頁裏面の注意事項をよく読んで、大塚の枠内を記入して下さい。
納付の目的		令和		08		年度概算		2		期												
納付の場所		日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		神奈川県労働局労働保険特別会計歳入徴収官																		
納付の内訳		労働保険料		¥65290																		
納付の内訳		一般拠出金																				
納付の内訳		納付額(合計額)		¥65290																		
納付先		〒231-0015		横浜市中央区土町5-77-2																		
納付先		大和地所馬車道ビル9階																				
納付先		納付日付印																				
納付先		上記の合計額を徴収しました。																				
納付先		納付日付印																				
納付先		納付日付印																				

②滞納事業場から納入があった場合

**領収済通知書** (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱行名: 30840 神奈川県労働局 取扱行番号: 00075348 労働保険特別会計: 0847 厚生労働省: 6118 令和08年度

労働保険番号: 14301000000000000000 基幹番号: 00000000 枝番号: 0000

※納付年月日(元号:令和は9) 元号: 09 年: 08 月: 00 日

※納付区分: 00 項5 00 項6 00 項7 00 項8 00 項9 00 項10 00 項11

※CD: 00 項1 00 項2

※証券受領: 全部 一部

※納付額(合計額): 100,000,000円

※納付の目的: 1. 令和 09年度 概算 08期 2. 令和 09年度 概算 08期 3. 令和 09年度 確定

※住所: 〒231-0015 横浜市中区〇〇町×-××

※氏名: 〇〇労働保険事務組合

※枝番号・期別・金額: 枝30 (R7拠出金) ¥100, 枝45 (R7.3期) ¥9,675, 枝121 (R8.1期) ¥13,120

※納付場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署、神奈川県労働保険特別会計歳入徴収官

枠内に枝番号、期別、金額を必ず記入してください。  
 ※納付書の事業主住所氏名枠内のみ、スキャナー表示され労働局へ通知されます。

③延滞金の納付があった場合

**領収済通知書** (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱行名: 30820 神奈川県労働局 取扱行番号: 00075348 労働保険特別会計: 0847 厚生労働省: 6118 令和08年度

労働保険番号: 14301000000000000000 基幹番号: 00000000 枝番号: 0000

※納付年月日(元号:令和は9) 元号: 09 年: 08 月: 00 日

※納付区分: 00 項5 00 項6 00 項7 00 項8 00 項9 00 項10 00 項11

※CD: 00 項1 00 項2

※証券受領: 全部 一部

※納付額: 100,000円

※納付の目的: 1. 令和 09年度 概算 08期 2. 令和 09年度 概算 08期 3. 令和 09年度 確定 4. 延滞金

※住所: 〒231-0015 中区〇〇町×-××

※氏名: 〇〇労働保険事務組合

※枝番号・期別・金額: 枝106 R7 1期 延滞金

※納付場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

(3) 概算保険料第2期・第3期分の納付方法

第2期・第3期の納付書については、国から各法定納期の10日前頃に事務組合あて送付されますので当該納付書により納付してください。

(4) 増額・減額訂正報告及び「内入」を行った事務組合

増額・減額訂正報告及び「内入」を行った事務組合については、第2期・第3期分の納付書は訂正後及び「内入」分を差し引いた後の金額で国から送付されます。

また、減額訂正により発生した一般拠出金については、第2期・第3期の納付書での納付はできません。別の納付書を手書きにより作成し納付してください。

なお、「内入」の納付は、概算保険料第2期分は9月15日まで、第3期分は12月15日までに行ってください。

(5) その他注意すべき事項

労働保険料を証券（約束手形、先日付小切手）で、たとえ7月10日までに納付された場合であっても、手形交換日数の関係で7月11日以降に国庫金として領収され、7月10日までに納付したことがない場合があります。

## 2. 労働保険料等の納付窓口

区 分	基幹番号の末尾番号	提 出 先
一元適用事業の両保険料及び第1種特別加入保険料	0	(ふじ色) 銀行、郵便局又は神奈川県労働局総務部労働保険徴収課（安定所では納付できません）
二元適用事業の雇用保険料	2	
二元適用事業の労災保険料及び第1種特別加入保険料	4・5・6	(黒色) 銀行、郵便局又は神奈川県労働局総務部労働保険徴収課、監督署
第2種及び第3種特別加入保険料	8	

### 3. 労働保険料の内部処理

労働保険事務組合は年度更新申告において、事業場の保険料を計算、徴収しますが、政府へ納付する時は基幹番号別に各委託事業場の申告済概算保険料の合計額と確定保険料額の合計額を相殺します。

#### (1) 手元保管金

各委託事業場からの徴収額から政府への納付額を引いた残金。

#### P33事例（※滞納なし）

④ 7年度申告済概算保険料	2,713,850円		※事例では確定不足 →	1期納付額792,467円 (769,047+23,420)
⑤ 7年度確定保険料	2,737,270円			2期納付額769,046円
⑥ 確定不足(充当額) (⑤-④)	23,420円			3期納付額769,046円
8年度概算保険料	2,307,139円			

#### ■委託事業場から徴収した1期分納付額

A～H社の合計 1,009,957円・・・納付時に事務組合の手元にある金額

#### ■委託事業場から徴収した1期分納付額－政府への納付額

1,009,957円－792,467円＝217,490円・・・手元保管金（2期、3期分として内入）

2期分へ内入れ…	109,017円	委託事業場から徴収する2期分納付額－政府への納付額の差額分	…①
3期分へ内入れ…	58,212円	委託事業場から徴収する3期分納付額－政府への納付額の差額分	…②
還付金	50,261円	D社 7,884円+ G社 42,377円	…③
			①+②+③＝217,490円

#### (2) 還付金

当年度概算保険料に充当しても充当額が残る場合・充当すべき概算保険料額がない場合は残金を事業場へ還付します。（P33の事例ではD社、G社）

#### (3) 内部相殺金

当年度概算保険料に充当しても充当額が残る場合、充当すべき概算保険料額がない場合は残金を事業場へ還付しますが、滞納がある場合は還付せず政府へ納付します。（P34の事例ではE社、F社、G社）

#### P34事例（※滞納あり）

④ 7年度申告済概算保険料	5,500,000円		※事例では確定不足 →	1期納付額2,080,000円 (1,920,000+160,000)
⑤ 7年度確定保険料	5,660,000円			2期納付額1,920,000円
⑥ 確定不足(充当額) (⑤-④)	160,000円			3期納付額1,920,000円
8年度概算保険料	5,760,000円			

#### ■委託事業場から集金した1期分納付額

A～H社の合計 3,750,000円・・・納付時に組合の手元にある金額

#### ■委託事業場から徴収した1期分納付額－政府への納付額

3,750,000円－2,080,000円＝1,670,000円・・・手元保管金（2期、3期分として内入）

2期分へ内入れ…	570,000円	委託事業場から徴収する2期分納付額－政府への納付額の差額分	…①
3期分へ内入れ…	550,000円	委託事業場から徴収する3期分納付額－政府への納付額の差額分	…②
還付金	30,000円	F社30,000円	…③
内部相殺金	520,000円	E社300,000円+ F社 20,000円+ G社200,000円	…④
			①+②+③+④＝1,670,000円

※「内部相殺金」は、年度更新や減額訂正後にそのままにしておくと、事務組合の口座に残り「不明金」となる可能性があります。

※ 内部相殺金を納付する場合は枝番号、期別ごとに納付書を作成し、前年度概算保険料第3期分→第2期分→第1期分の順で納付します。納付書の組合名の下（枠内）に「枝番号 ○○○ R●年度 3期 内部相殺金」と記載してください。

〔年度更新時労働保険料の納付例〕

	① 7年度概算額	② 7年度確定額	③ (①-②) 差引 (△は充当額)	8年度概算保険料額	概算1期	今期納付額	概算2期納付額	概算3期納付額	摘要
A社	89,366	145,197	55,831	145,197	145,197	201,028	0	0	一括納付
B社	648,244	596,700	△ 51,544	596,700	198,900	(充当 51,544) 147,356	198,900	198,900	
C社	742,254	892,347	150,093	892,347	297,449	447,542	297,449	297,449	
D社	114,546	106,662	△ 7,884	R8.3.31 委託解除					還付 (7,884円)
E社	294,000	461,890	167,890	R8.3.31 委託解除		167,890			
F社	724,187	505,036	△ 219,151	505,036	168,346	(充当 168,346) 0	(充当 50,805) 117,540	168,345	
G社	101,253	29,438	△ 71,815	29,438	9,814	(充当 9,814) 0	(充当 9,812) 0	(充当 9,812) 0	翌年度に充当してもなお余りがあるため還付 (42,377円)
H社	(R8.4.1 新規委託)			138,421	46,141	46,141	46,140	46,140	
① 合計	2,713,850	2,737,270	23,420	2,307,139		1,009,957	660,029	710,834	←A社からH社までの合計
②各期分として政府へ納付する額						792,467	769,046	769,046	←「申告書」②欄の(ニ)・(ヌ)・(ワ)の数字
③ (①-②) 差額						残金 217,490	不足 -109,017	不足 -58,212	

◎年度更新時徴収額 1,009,957円の内訳  
 今期分として 政府へ納付 792,467円 年度更新用申告書下部の納付書を使用  
 2期分内入として 〃 〃 通常使用する納付書を使用  
 3期分内入として 〃 〃 〃  
 D社へ 還付 7,884円  
 G社へ 〃 42,377円

以上の結果、手元保管額は0円となり、2期分・3期分はそれぞれの事業場から徴収した額をそのまま政府へ納付すればよいことになります。



## 4. 労働保険料等の還付についての事務処理

「労働保険料・一般拠出金 還付請求書」は次の要件に該当した場合に提出します。

- (1) 年度更新時に算定した確定保険料（事務組合全体）が納付済概算保険料を下回り、翌年度の概算の保険料に充当し、かつ残余が出た場合
- (2) メリット制適用事業で上記（1）に該当した場合
- (3) 事務組合自体の廃止及びメリット制適用事業の委託解除等で、算定した確定保険料が納付済概算保険料を下回った場合
- (4) 過年度の保険料（一般拠出金）の再確定を行い、再確定後の保険料（一般拠出金）が確定保険料（一般拠出金）を下回った場合  
（労働保険料等算定基礎調査時、労働者の誤算入・賃金誤計算等）

「労働保険料等還付請求書」の事業主証明欄及び振込先金融機関欄は委託事業主ではなく、事務組合のものとなります。

事務組合の委託事業主に係る労働保険料に還付金が生じたが、委託事業主が行方不明となった場合の処理

次のいずれかによって処理をします。

- 還付金を供託する（事務組合が供託所へ供託する）  
※民法第494条、供託法を参照してください。
- 事務組合で保管する  
債権の消滅時効期間である10年間は次の事項に留意して保管してください。
  - (1) 専用口座に預金しておくこと
  - (2) 徴収及び納付簿に記帳しておくこと（当該徴収及び納付簿は返還履行後又は消滅時効完成後3年間は保存しておくこと）
  - (3) 会計諸帳簿に記帳しておくこと（委託事業主に返還できない場合、民法第167条による消滅時効完成までの10年間は繰越金として処理しておくこと）
  - (4) 消滅時効完成後は、一般会計に繰り入れること（当該関係諸帳簿は10年間保存しておくこと）

# ＜労働保険料等還付請求書の記載例＞

## 還付する場合

様式第8号(第36条関係)

労働保険 労働保険料 還付請求書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別  
労働保険料・一般拠出金

種別 31751

労働保険番号 14301000000000000000

〒 114 0000 東京都中央区

※修正項目番号

※漢字修正項目番号

### ① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) ○○銀行

支店名称(漢字) △△支店

種別 2

口座番号

ゆうちょ銀行記号番号

フリガナ ○○ロウドウホケンジムクミアイ クミアイチョウ

口座名義人 ○○労働保険事務組合 組合長 ○○○○

郵便局名称(漢字)

区・市・郡(漢字)

### ② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 12000000 (項9) 円	(ク) 納付した一般拠出金 123020 (項15) 円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 9800000 (項10) 円	(ケ) 改定した一般拠出金 122710 (項16) 円
(ウ) 差額 2200000 (項11) 円	(コ) 差額 310 (項17) 円
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③) (オ) 労働保険料等に充当 (カ) 一般拠出金に充当 (キ) 労働保険料還付請求額(ウ)-(オ)-(カ) 2200000 (項14) 円	(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③) (シ) 一般拠出金に充当 (ス) 労働保険料等に充当 (セ) 一般拠出金還付請求額(コ)-(シ)-(ス) 310 (項20) 円

### ③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円

上記のとおり還付を請求します。(郵便番号 231-0000) 電話(045-000-△△△番)

住所 横浜市中央区○○町×-××

事業主 名称 ○○労働保険事務組合

氏名 組合長 ○○ ○○

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿

※奈川労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目(英数・カナ)

還付理由 1. 年度更新 (項21) 元号 - 年 (項22)

2. 事業終了 (項21)

3. その他(算調等) (項21)

※修正項目(漢字)

職入徴収官	部長	課室長	補佐	係長	係
-------	----	-----	----	----	---

作成年月日・提出代行番号・事務代理者の表示	氏名	電話番号
社会保険労務士記載欄		

この欄には記入しないでください

(注意)

- ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
- 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

※年度更新時において、労働保険料の充当額の全部又は一部について、一般拠出金への充当を希望される場合は、申告書の「充当意思」欄に記入することにより、還付請求書の提出は不要となります。

充当する場合

様式第8号（第36条関係）

労働保険 労働保険料 還付請求書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別  
労働保険料・一般拠出金

種別

31751

労働保険番号 14301000000000000000-00000000000000000000  
 都道府県 所管管轄(1) 花幹番号 枝番号 ※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名称（漢字） 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい  
 種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段  
 支店名称（漢字） 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい  
 ゆうちょ銀行記号番号 記号 番号  
 ※金融機関コード ※支店コード フリガナ 口座名義人

郵便局名称（漢字） 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい  
 区・市・郡（漢字）

② 還付請求額（注意）各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額  
 (イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額  
 (ウ) 差額  
 (エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額（詳細は以下③）  
 (オ) 労働保険料等に充当  
 (カ) 一般拠出金に充当  
 (キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ)  
 (ク) 納付した一般拠出金  
 (ケ) 改定した一般拠出金  
 (コ) 差額  
 (サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額（詳細は以下③）  
 (シ) 一般拠出金に充当  
 (ス) 労働保険料等に充当  
 (セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
14301000000000000000	年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	10,000 円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。 (郵便番号 231-0000) 電話(045-000-△△△番)  
 住所 横浜市中央区〇〇町×-××

事業主 名称 〇〇労働保険事務組合  
 氏名 組合長 〇〇 〇〇

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿  
 神奈川県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目(英数・カナ) 還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算額等)  
 還付金発生年度(元号：平成は7 令和は9) ※徴定区分  
 ※修正項目(漢字)

成入徴収官	部長	課室長	補佐	係長	係
-------	----	-----	----	----	---

作成年月日・提出代行番号・事務代理者の表示	氏名	電話番号
-----------------------	----	------

【注意】  
 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。  
 2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を〇で囲むこと。  
 3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

## 5. 労働保険料等の増額又は減額訂正・確定修正

### (1) 新規委託及び委託換えの場合

保険関係成立年月日（委託年月日）からの「賃金等の報告」を速やかに求め、概算保険料を算定するとともに、「保険料等申告書」「申告書内訳」を作成し（それぞれの上部余白に増額訂正報告と朱書）、既に申告してある概算保険料の増額訂正を行ってください。

### (2) 委託解除の場合

事業廃止等で解除した場合は、速やかに解除年月日までの「賃金等の報告」提出を求め、確定保険料を算定するとともに、「保険料等申告書」「申告書内訳」を作成し（それぞれの上部余白に減額訂正報告と朱書）、既に申告してある概算保険料の減額訂正を行ってください。

#### <留意事項>

- ・「申告書内訳」の余白に滞納の有無を朱書してください。
- ・翌年度の年度更新時に確定申告が必要です。
- ・減額訂正に伴い、一般拠出金が確定しますので、2期、3期の納付期限までに手書きの納付書により納付してください。  
ただし、口座振替納付をされている場合は、第1期分引き落とし後に行ってください。
- ・減額訂正は委託解除となった事業場の**申告済概算保険料額を委託解除年月日までの確定保険料額**に訂正するだけのものです。翌年度の年度更新時に改めて確定の申告が必要になります。

#### <個別移行による委託解除の場合>

- ・個別事業としての成立届を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（二元雇用の分は管轄の公共職業安定所）に提出するよう指導してください。
- ・雇用保険適用事業については、雇用保険事業主事業所各種変更届に成立届の控を添付し、管轄の公共職業安定所に提出してください。

#### ●概算保険料増減額訂正申告提出期限

	委託・委託解除時期の区分	提出期限	納付又は増減額時期
増額訂正	①6月1日～9月15日	9月18日	2期・3期
	②9月16日～12月15日	12月18日	3期
	③12月16日～5月31日	年度更新時	前年度確定不足
減額訂正	①4月1日～9月15日	9月18日	2期・3期
	②9月16日～12月15日	12月18日	3期
	③12月16日～3月31日	年度更新時	前年度確定不足

※提出期限は厳守してください。

第2種特別加入団体分については増減額申告は不要です。諸事情により変更・訂正を要する場合は、修正申告を行ってください。

(3) 増減額保険料の申告・納付方法

●増額訂正の場合

区分①	6月1日～9月15日
	増額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）は2等分し、2分の1は2期分として、残り2分の1は3期分としてそれぞれ申告・納付してください。 ※端数が生じる場合は2期分として処理してください。
区分②	9月16日～12月15日
	増額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）はすべて3期分として申告・納付してください。
区分③	12月16日～5月31日
	すべて年度更新時に確定清算してください。

●減額訂正の場合

区分①	4月1日～9月15日
	減額対象委託事業場の労働保険料は「当該事業場」の3期分徴収決定額よりもまず減額し、余った額は全額2期分より減額してください。（複数の場合は、2期減額分の合計と3期減額分の合計をそれぞれ申告してください。）このため、減額の結果返還となる事業場への返還金は、他の委託事業場より2期分として交付を受けた保険料より返還してください。
区分②	9月16日～12月15日
	減額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）はすべて3期分から減額してください。
区分③	12月16日～3月31日
	すべて年度更新時に確定清算してください。

※4月1日から年度更新までの間に委託解除になった場合は、年度更新時の概算額を委託解除までの確定額で申告してください。

●増額訂正・減額訂正を同時に提出する場合

「増額訂正」・「減額訂正」のそれぞれ「保険料・一般拠出金申告書内訳」を別業にて作成し、必ず「増減額訂正合計表」（42ページ）を作成します。

「保険料等申告書」には増減した後の金額を記入してください。

※区分①の増減額訂正については、2期分、3期分の納付書に、増減額後の金額が印書されますので、当該納付書により納付してください。

※区分②の増減額訂正については、3期分の納付書に増減額後の金額が印書されますので、当該納付書により納付してください。





[増減額訂正合計表・記載例]

組様式第6号(甲)

労働保険番号A 1:4301000000  
 府県 管轄 基幹番号  
 1:4301000000

令和7年度  
 令和8年度

確定  
 概算

保険料・一般拠出金申告書内訳

増減額訂正合計表

朱書のこと

枚のうち 枚目

① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 関係区分	令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料・令和8年度既算保険料・一般拠出金		令和8年度既算保険料		⑩ 保険料(⑦×⑧)	⑪ 雇用保険賃金総額	⑬ 確定保険料(規模区分別)合計額(⑨+⑫)		⑭ 算出額(⑬×0.02/100)	⑮ 一般拠出金額(⑭×0.02/100)	⑯ 労災保険賃金総額	⑰ 労働保険賃金総額(⑯+⑰)	⑱ 合計(⑱+⑲)	氏名	令和7年度の給付基礎日額	区分	令和8年度からの給付基礎日額	適用月数	適用月数	
				⑥ 雇用保険	⑦ 労災保険	⑧ 労災保険率	⑨ 15人以下			⑩ 16人以上	⑪ 賃金総額												⑫ 一般拠出金額
	減額分		同保 労働	(特)	△519,216	0	△680,640	28,927	578	(2期 3期)	△291,781 △388,859												
	増額分		同保 労働	(特)	226,504	315,037					(2期 3期)	157,519 157,518											
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			
			同保 労働	(特)																			

〔増減額訂正・記載例〕

－ 保険料申告書 －

朱書きのこと

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）  
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
（一括有期事業を含む。）

標準字体  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
第10記号に当てはまる注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
O.C.R.等の記入は上記の「標準字体」でお願いします。

種別 32700 ※修正項目番号 ※人力派遣コード

提出用 令和8年9月〇日

〒231-0015 横浜市中央区尾上町5-77 2  
大和地所馬車道ビル9階

神奈川県 労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	算定期間		単位	金額
	年月日から	年月日まで		
労働保険料			1000分の	
労働保険分			1000分の	
雇用保険分			1000分の	
一般拠出金			1000分の	

区分	算定期間		単位	金額
	年月日から	年月日まで		
労働保険料			1000分の	40193305
労働保険分			1000分の	18287133
雇用保険分			1000分の	21885985

前年度末の報告書等（変更のある場合のみ） 労働事業の電話番号（変更のある場合のみ）

延納の申請 延納回数

申告済概算保険料額	申告済概算保険料額	40,558,908
増減額訂正後の額	増減額訂正後の額	△365,603

納期	13,519,636	△134,262	13,385,374
納期	13,519,636	△231,341	13,288,295
業種又は作業の種類	231-0000 (045)000-△△△△		
所在地	横浜市中央区〇〇町×-××		
事業名称	〇〇労働保険事務組合		
代表者の氏名	組合長 〇〇〇		

右欄による健康様式等の改訂に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主からの報告する「概算申告書」は記載できません。

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（㊦）の所で折り曲げて下さい。）

(チ)(ル) …増減額前に決定した各期納付額（組合全体の金額で、前回提出した「申告書」の（ヌ）、（ワ）の金額）を記入する。  
 (リ) ……2期から増減する額の合計額を記入します。  
 (ラ) ……3期から増減する額の合計額を記入します。

滞納がある場合は、記入方法が変わる場合があります。

⑭欄 増減訂正後の額  
 ⑲欄 前回まで申告した総額（組合全体の申告額）を記入する。  
 ⑳欄 \*労働保険料分の今回増減額する金額を記入する。  
 \*( )内は、今回確定徴収する一般拠出金の金額を記入する。

#### (4) 確定修正の場合

年度更新手続後に確定保険料の申告額誤りを認めた場合、その都度確定修正申告を行ってください。(記載例は45～48ページ)

(例)

- ① 雇用保険被保険者の遡及による取得
- ② 役員報酬の誤算入
- ③ 計算誤り

等

※日頃より委託事業場との連絡を密にし、修正の生じないように確認をお願いします。

確定修正の結果、不足額が生じる場合は納付書を作成して納付し、過納額が生じる場合は還付請求書を作成して提出してください。(還付請求書の記載例は49ページ)

なお、還付金を請求する権利は二年を経過したとき時効によって消滅しますので注意してください。この時効の起算日は6月1日です。ただし、当該申告書が法定期限内(6月1日～7月10日)に提出されたときは、その提出された日の翌日となります。



〔確定修正（不足額が出る場合）の記載例〕

－ 保険料申告書 －

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3桁「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR機への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用 令和7年度確定修正 令和8年12月〇日 朱書きのこと

あて先 〒231-0015 横浜市南区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル9階 神奈川労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	⑦ 確定保険料算定内訳	⑧ 概算・増加概算保険料算定内訳
労働保険料	① 労働保険料 ② 労災保険分 ③ 雇用保険分	④ 労働保険料 ⑤ 労災保険分 ⑥ 雇用保険分
一般拠出金	⑦ 一般拠出金	⑧ 一般拠出金

確定申告済概算保険料額 36,623,468  
不足額 8,800

⑮欄 (ハ) \*労働保険料分の今回確定徴収する金額を記入する。  
\* ( ) 内は、今回確定徴収する一般拠出金の金額を記入する。

⑩欄  
前回の確定申告額に今回修正によって増加した額を加算して記入すること。

⑮欄  
\*前回確定申告した総額（組合全体の申告済額）を記入する。  
\*前回確定申告した一般拠出金額も（ ）で記入する。

⑳欄 (ハ)  
\*労働保険料分の今回確定徴収する金額を記入する。  
\* ( ) 内は、今回確定徴収する一般拠出金の金額を記入する。



# 〔確定修正（余剰金が出る場合）の記載例〕

## －保険料申告書－

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
（「括弧内事項を含む」）

標準  
字体  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
第3桁「記入に当たっての注意事項」をよく読みながら記入して下さい。  
OCR係への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

提出用  
令和8年12月〇日

種別 32700  
※修正項目番号  
※人力費コード

令和7年度確定修正

あて元 〒231-0015  
横浜市中央区尾七町5-77 2  
大和地所馬車道ビル9階

神奈川労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

朱書きのこと

区分	算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
	① 保険料・一般拠出金算定基礎額	② 確定保険料・一般拠出金額（①×③）
労働保険料	1000分の④	36623668
労働保険料	1000分の⑤	17685345
雇用保険分	1000分の⑥	18938323
一般拠出金	1000分の⑦	51229

⑩欄  
前回の確定申告額に今回修正によって減額した額を記入すること。

区分	算定期間 年月日から年月日まで	
	① 保険料算定基礎額の見込額	② 概算・増加概算保険料額（①×③）
労働保険料	1000分の④	
労働保険料	1000分の⑤	
雇用保険分	1000分の⑥	

確定申告済 概算保険料額	一般拠出金額 (51,247) 36,640,318	申告済 概算保険料額
① 不足額	不足額	② 増加概算保険料額
③ 還付額	16668	④ 延滞の申請 滞付回数

⑪欄  
\* 前回確定申告した総額（組合全体の申告済額）を記入する。  
\* ( ) 内には、前回確定申告した一般拠出金額を記入する。

平均勤続期間	第2期納付額	第3期納付額	第4期納付額	第5期納付額	第6期納付額	第7期納付額	第8期納付額	第9期納付額	第10期納付額	第11期納付額	第12期納付額	第13期納付額	第14期納付額	第15期納付額	第16期納付額	第17期納付額	第18期納付額	第19期納付額	第20期納付額	第21期納付額	第22期納付額	第23期納付額	第24期納付額	第25期納付額	第26期納付額	第27期納付額	第28期納付額	第29期納付額	第30期納付額	第31期納付額	第32期納付額	第33期納付額	第34期納付額	第35期納付額	第36期納付額	第37期納付額	第38期納付額	第39期納付額	第40期納付額	第41期納付額	第42期納付額	第43期納付額	第44期納付額	第45期納付額	第46期納付額	第47期納付額	第48期納付額	第49期納付額	第50期納付額	第51期納付額	第52期納付額	第53期納付額	第54期納付額	第55期納付額	第56期納付額	第57期納付額	第58期納付額	第59期納付額	第60期納付額	第61期納付額	第62期納付額	第63期納付額	第64期納付額	第65期納付額	第66期納付額	第67期納付額	第68期納付額	第69期納付額	第70期納付額	第71期納付額	第72期納付額	第73期納付額	第74期納付額	第75期納付額	第76期納付額	第77期納付額	第78期納付額	第79期納付額	第80期納付額	第81期納付額	第82期納付額	第83期納付額	第84期納付額	第85期納付額	第86期納付額	第87期納付額	第88期納付額	第89期納付額	第90期納付額	第91期納付額	第92期納付額	第93期納付額	第94期納付額	第95期納付額	第96期納付額	第97期納付額	第98期納付額	第99期納付額	第100期納付額
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

⑫欄 (ロ)  
今回修正したことにより発生した余剰金（保険料と一般拠出金の合算した金額）を記入する。



## 6. 保険料等を滞納した場合の事務処理

- (1) 保険料を滞納している事務組合は「滞納事業場報告書」の提出が義務付けられていますので、法定納期時点での滞納状況を下記指定期日までに報告してください。
- ① 滞納事業場報告書に基づき、滞納事業場ごとの督促状を一括送付しますので、各滞納事業場あて至急交付するとともに納付の督促をしてください。
  - ② 滞納事業場報告書が指定期日までに提出されないときは、その後の納入状況により延滞金の納付責任は事務組合となります。

### 滞納事業場報告の報告期日

	滞 納 状 況	報 告 期 日
前年度確定不足分 及び	7月10日現在	7月25日まで
第 1 期 分	(9月7日現在)	(9月20日まで)
第 2 期 分	11月16日現在	11月30日まで
第 3 期 分	2月15日現在	2月26日まで

※ ( ) 内口座振替申込み事務組合

- (2) 滞納事業場報告書により報告した事業主からその後保険料の納入があった場合は、1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに「納入事業場報告書」を提出してください。
- ① 滞納保険料の納入があった場合は、延滞金との関係があるため、直ちに納付してください。
  - ② 延滞金は、督促状記載の指定期限内に完納された場合は免除されます。
- (3) 保険料等の滞納により事務組合あての督促状を受けたときは、報奨金の交付に影響が生ずる場合があります。
- (4) 滞納額の一括納付が困難な場合は「労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書」を事業主に作成させ、神奈川労働局に提出してください。そして、事業主に対して、納付計画どおりに納付するように指導してください。
- なお、資金等の都合によりやむを得ず納付計画が立たない場合でも必ず債務確認欄は記入をさせ、提出してください。
- また、記入日は必ず事業主の自筆で記入してください。
- (5) 滞納事業場がありますと定期的に事務組合あてに滞納事業場一覧を送付しています。上記(4)等の接触状況を記入の上、返送してください。

# 労働保険料等滞納事業場報告書

(記載例)

種別  
31850

提出年月日  
9-08-07-18

神奈川 労働局長 殿

※労働保険番号  
都道府県 所掌 管轄 基幹番号  
14301000000

報告年月  
9-08-07-14

電話	(045)-(000)△△△△番
所在地	〒231-0000 横浜市中区〇〇町×-××
名称	〇〇労働保険事務組合
代表者氏名	組合長 〇〇 〇〇

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。( 枚のうち 枚目)

枝番号	納付すべき保険料等	納付状況
枝番号1 002 徴定年度1 9-08 徴定区分1 62 電話(045)-(000)△△△△番 事業場名 〇〇産業(株)	納付すべき保険料等1 11078 納入額1 0 滞納額1 11078	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号2 002 徴定年度2 9-08 徴定区分2 72 電話(045)-(000)△△△△番 事業場名 〇〇産業(株)	納付すべき保険料等2 493 納入額2 0 滞納額2 493	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号3 002 徴定年度3 9-08 徴定区分3 21 電話(045)-(000)△△△△番 事業場名 〇〇産業(株)	納付すべき保険料等3 164800 納入額3 0 滞納額3 164800	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号4 / / / 徴定年度4 / / / 徴定区分4 / / / 電話( )-( )番 事業場名	納付すべき保険料等4 / / / 納入額4 / / / 滞納額4 / / /	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号5 / / / 徴定年度5 / / / 徴定区分5 / / / 電話( )-( )番 事業場名	納付すべき保険料等5 / / / 納入額5 / / / 滞納額5 / / /	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
合計	納付すべき保険料等合計 176371 納入額合計 0 滞納額合計 176371	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
凡例	1-徴定区分 21. 全期または1期 22. 2期 23. 3期 61. 事業廃止(保険料) 62. 前年度(保険料) 63. 前々年度(保険料) 71. 事業廃止(拠出金) 72. 前年度(拠出金) 73. 前々年度(拠出金)	確定不足分・ 一般拠出金分・ 概算第1期分は 別々に記入する。

# 労働保険料等納入事業場報告書

提出年月日

9-08-09-08 (項1)

種別

31851

神奈川 労働局長 殿

※労働保険番号

14301000000 (項2)

報告年月

9-08-08 (項3)

電話	(045)-(000)△△△△番
所在地	〒231-0000 横浜市中区〇〇町×-××
名称	〇〇労働保険事務組合
代表者氏名	組合長 〇〇 〇〇

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。

( 枚のうち 枚目)

枝番号1 002 (項4)	年月日1 9-08-08-31 (項7)	保険料等1 百十億千百万千百十円 (項8)	滞納額1 百十億千百万千円 (項9)
微定年度1 9-08 (項5)	納付場所1 〇〇銀行△△支店	備考1	
微定区分1 62 (項6)			
枝番号2 002 (項10)	年月日2 9-08-08-31 (項13)	保険料等2 百十億千百万千四百九十円 (項14)	滞納額2 百十億千百万千円 (項15)
微定年度2 9-08 (項11)	納付場所2	備考2	
微定区分2 72 (項12)			
枝番号3 002 (項16)	年月日3 9-08-08-31 (項19)	保険料等3 百十億千百万千六百四十八円 (項20)	滞納額3 百十億千百万千円 (項21)
微定年度3 9-08 (項17)	納付場所3	備考3	
微定区分3 21 (項18)			
枝番号4 (項22)	年月日4 元号- -年- -月- -日 (項25)	保険料等4 百十億千百万千円 (項26)	滞納額4 百十億千百万千円 (項27)
微定年度4 元号- -年 (項23)	納付場所4	備考4	
微定区分4 (項24)			
枝番号5 (項28)	年月日5 元号- -年- -月- -日 (項31)	保険料等5 百十億千百万千円 (項32)	滞納額5 百十億千百万千円 (項33)
微定年度5 元号- -年 (項29)	納付場所5	備考5	
微定区分5 (項30)			
合計	保険料等合計 百十億千百万千七百六十三円 (項34)	滞納額合計 百十億千百万千円 (項35)	

国に納付した日を記入する。

一部納付の場合には、滞納額の残額を記入してください。

- (注)
- この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
  - 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

## 【記載例】

必ず事業主の自筆で記入すること。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

労働保険特別会計歳入徴収官  
 神奈川県労働局長 殿  
 (労働保険事務組合 代表者)  
 ○○労働保険事務組合 殿  
 組合長 ○○ ○○

所在地 横浜市中区○○町×-××  
 事業所名 ○○印刷(株)  
 事業主名 ○○ ○○



## 労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書

下記のとおり、労働保険料等が未納であることを確認し、納付計画に従い責任をもって納付することを誓約します。

また、下記1の保険料等が完納した際には、労働保険徴収法に基づく延滞金が課されることについても了承します。

## 1. 滞納労働保険料等額

労働保険番号		1 4 - 3 - 01 - 000000 - 000				
	年度	期分	労働保険料	追徴金	延滞金	合計
滞	7	確定不足	0		1,000	1,000
	8	概算1期	17,334			17,334
納	8	概算2期	17,334			17,334
	8	概算3期	17,334			17,334
額	7	一般拠出金	265			265
	合計		52,267		1,000	53,267

## 2. 納付計画

回	金額	納付年月日	回	金額	納付年月日	摘要
1	10,000	8年10月30日	7		年 月 日	
2	10,000	8年11月30日	8		年 月 日	
3	10,000	8年12月25日	9		年 月 日	
4	10,000	9年1月20日	10		年 月 日	
5	10,000	9年2月18日	11		年 月 日	
6	3,267	9年3月7日	12		年 月 日	

(取扱い労働保険事務組合)

○○労働保険事務組合  
 組合長 ○○ ○○

(6) 倒産等が発生した場合の事務処理

倒産等で、労働保険料等の滞納のある場合若しくは滞納のおそれがある場合については、「事事業場報告書」(104ページ)を速やかに提出してください。

(7) 行方不明等により委託解除する場合

年度途中で発生した場合は、9月又は12月の減額訂正時期より前であれば減額訂正を行ってください。確定金額は1期又は2期の納付済保険料額をもって確定し、全額未納の場合は、概算保険料額と同額で確定してください。未納額がある場合は、「事事業場報告書」(104ページ)を速やかに提出してください。

なお、一般拠出金については0円としてください。その後、行方が判明した場合には、確定修正を行ってください。

## 7. 算定基礎調査について

(1) 労働保険料算定基礎調査の目的

労働保険料算定基礎調査は、徴収法第43条の規定に基づき、保険関係が成立している、若しくは成立していた事業の事業場又は事務組合若しくは事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問、又は帳簿書類等を用いて適正な労働保険料の額を確認する調査です。労働保険料等の適正な徴収を図るとともに、労働保険料の負担の公平を期し、併せて徴収法の円滑な施行を目的としています。

実施にあたり、事前に事務組合あてに通知しますので、対象事業所から必要な資料を借用してください。

(2) 調査時に用意していただく書類等

- ①労働保険確定賃金表 ←
- ②会社経歴書・案内書・事業場組織表
- ③定款・就業規則・給与規定
- ④総勘定元帳・補助簿・現金出納簿
- ⑤賃金台帳
- ⑥出勤簿・タイムカード
- ⑦労働者名簿
- ⑧雇用契約書・労働条件通知書
- ⑨源泉徴収簿
- ⑩雇用保険関係書類
- ⑪その他必要と指示された書類

事前通知と共に様式を送付いたします。事前に作成し調査当日に提出してください。  
神奈川労働局HPから様式を入手してPC作成することも可能です。

※当日は立会人の記名か署名が必要になります。

末尾5の場合(上記に加えて下記の書類も必要になります。)

一括有期事業総括表(控)、一括有期事業報告書(控)、請負契約書、変更契約書、設計書、請書、工事金入金明細書、工事台帳、工事工程表、工事仕様書、元請下請間の請書等

## 第3章 労災保険特別加入制度

### 1. 労災保険の特別加入制度

労災保険は労働者の災害に対する保護を目的とした制度であるため、本来、労働者以外の方の災害は保護の対象とはなりません。

また、労災保険は国内の事業にのみ適用されることから、本来、海外の事業で就労する方の災害についても保護の対象とはなりません。

しかしながら、中小事業主、自営業者等のなかには、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護の対象とすることが適当であると認められる方がいます。

また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分ではなく、労災保険による保護を必要とする方がいます。

これらの方々のなかで特に希望する方に対して、労災保険本来の建前を損なわない範囲で、一定の要件の下に労災保険加入を認めて保護を行おうというのが特別加入制度です。

### 2. 特別加入の種類と事務手続

#### (1) 中小事業主等（第1種特別加入）

次の表に定める数以下の労働者を常時使用する事業主(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)及び労働者以外で当該事業に従事する方(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合における代表者以外の役員など)

※継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

業種	労働者数
金融業/保険業/不動産業/小売業	50人
卸売業/サービス業	100人
上記以外の業種	300人

○中小事業主が特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ② 労働保険事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○初めて特別加入を申請する場合

提出するもの：特別加入申請書（中小事業主等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

○すでに特別加入を承認されている事業の場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

以下の場合には変更届の提出が必要です。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 新たに事業主になった人がいる場合
- ③ 新たに事業に従事することになった人がいる場合（労働者を除く）
- ④ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件に当てはまらなくなった場合

○留意点

- ・原則として、それぞれの事業ごとに加入する必要があります。
- ・業務災害または通勤災害が発生したのちに変更届を提出されても、給付には反映されません。また、災害が発生した場合は所轄の労働基準監督署へご相談ください。
- ・事業主本人ほか家族従事者、役員など労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

○就労実態のない中小事業主の特別加入の取り扱いについて

就労実態のない事業主を除外して申請する場合、以下にご留意の上、「理由書」(100ページ)を添付してください。

**【包括加入の対象から除外することのできる事業主の範囲】**

次のいずれかに該当する者

- ①病気療養中、高齢その他の事情のため実際に就業しない事業主



- 同一の事業主が行う複数の事業について保険関係が成立している場合であって、特定の事業に関して就労実態はあるものの、その他の事業について就業実態のない事業主
  - 同一人が複数の法人の代表者に就任している場合であって、特定の法人の事業のみに就業しており、その他の法人の事業について就労実態のない代表者。
- ②事業主の立場において行う事業主本来の業務のみに従事する事業主

○特別加入申請書・変更届の「中小事業主又は、一人親方との関係」の記載方法

	特別加入予定者	事業主との関係	地位または続柄	記載例
法人	事業主	本人	/	/
	事業主以外	役員	従業上の地位	取締役 妻・子（※）
個人	事業主	本人	/	/
	事業主以外	家族従事者	事業主との続柄	妻・子

※ 商業登記上、役員登記はされていないが、事実上の役員であるため労働者性なし。

(2) 一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方（以下「一人親方等」といいます）のうち、次の①～⑪の事業を行う方。

- ① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 建設の事業（大工、左官、とびの方など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（漁船に乗り組んでその事業を行う方に限る。）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売（医薬品医療機器等法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業）の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業
- ⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- ⑨ 改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業または同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約に基づいて高年齢者が行う事業
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業
- ⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業

○一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○新たに特別加入団体を設立して申請する場合は、神奈川労働局 労働保険徴収課事務組合係までご相談ください。

○すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入する場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

以下の場合に変更届の提出が必要です。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合</li><li>② 新たに一人親方等として特別加入を希望する人がいる場合</li><li>③ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件に当てはまらなくなった場合</li></ol> |
|--|

○留意点

- ・業務災害または通勤災害が発生したのちに変更届を提出されても、給付には反映されません。また、災害が発生した場合は所轄の労働基準監督署へご相談ください。
- ・新たに特別加入を希望する方の本人確認については、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行いその写しまたは番号を控えた上で「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を申請書又は変更届に添付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は添付の必要はありません。

- i 特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合又は社会保険労務士に委託している場合  
（特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む）
- ii 申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合  
※電子申請システムにより手続きを行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合

○第2種（建設事業）新規特別加入時の添付資料について

第2種（建設事業）については、給付基礎日額18,000円以上を希望する場合には、本人の所得が証明できる資料を申請時に添付してください。

○第2種特別加入の地域要件について

令和2年度から労働保険事務を委託できる事業主・事務所の地域要件について制限はなくなりましたが第2種特別加入の地域要件については変更なく制限があります。

事務処理を行うことができる区域の一覧（神奈川県の場合）  
東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県

ただし、一定の要件を満たした場合、地域を拡大することができます。詳しくはお問い合わせください。

(3) 特定作業従事者（第2種特別加入）

- ① 特定農作業従事者
- ② 指定農業機械作業従事者
- ③ 国または地方公共団体が実施する訓練従事者
- ④ 家内労働者およびその補助者
- ⑤ 労働組合等の一人専従役員（委員長等の代表者）
- ⑥ 介護作業従事者および家事支援従事者
- ⑦ 芸能関係作業従事者
- ⑧ アニメーション制作作業従事者
- ⑨ ITフリーランス（原則として以下の業務・作業をされる方が対象です）

- ・情報処理システム<sup>※1</sup>の設計、開発<sup>※2</sup>、管理、監査、セキュリティ管理
- ・情報処理システム<sup>※1</sup>に関する業務の一体的な企画その他の情報処理
- ※1 ネットワークシステム、データベースシステムおよびエンベデッドシステムを含む
- ※2 プロジェクト管理を含む

○手続き等は上記一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）と同じです。

#### （4）海外派遣者（第3種特別加入）

- ①独立行政法人国際協力機構等、開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方
- ②日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者
- ③日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて、海外にある次の表に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主およびその他労働者以外の方

業種	労働者数
金融業/保険業/不動産業/小売業	50人
卸売業/サービス業	100人
上記以外の業種	300人

※派遣される事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場を持つ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では上表の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において上表の規模以内であれば特別加入することができます。

○派遣元の団体または、事業主がその事業から派遣する特別加入予定者をまとめて申請を行うことになっています。

○特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

○初めて特別加入を申請する場合

提出するもの：特別加入申請書（海外派遣者）

○すでに特別加入を承認されている事業の場合

提出するもの：特別加入に関する変更届（海外派遣者）

提出先：所轄の労働基準監督署長を經由して労働局長

○次の場合は変更届の提出が必要です。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 派遣先の事業の名称や所在地が変わった場合
- ③ 派遣する国が変わった場合
- ④ 労働者として派遣されていた人が中小事業の代表者などに就任した場合
- ⑤ 中小事業の代表者などとして派遣されていた人が労働者となった場合
- ⑥ 新たに海外派遣者となった人を追加して特別加入させる場合
- ⑦ 帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った人がいる場合

○「特別加入申請書」「変更届」を作成する際は「従事する業務の内容」欄に業務内容、地位・役職名を必ず記載してください。また、代表者、役員などとして海外派遣する場合は、業務内容、地位・役職名に加え、派遣先の事業の種類、派遣先の事業の労働者数、始業・就業時刻を記載し、派遣先の事業規模などを証明する資料を添付してください。

○「海外派遣に関する報告書」は、令和2年4月1日以降、提出の必要がなくなりました。

### 3. 特別加入に係る留意事項

(1) 特別加入に関する変更届の「変更を希望する日」について

「変更を希望する日」については、変更届提出の翌日から起算して30日以内の日付とすることとしています。遡って脱退することはできません。

ただし、次の場合は自動脱退（特別加入者としての地位が自動的に消滅）となりますので、必ず自動脱退に該当する理由（退職・退任・死亡・帰国等）を余白部に記入してください。（電子申請の場合は余白がないため脱退者氏名欄に 氏名+自動脱退に該当する理由 を入力）

- ①特別加入者としての条件に該当しなくなったとき（労災保険法第33条各号に該当しなくなったとき）。
- ②事業を廃止または終了したとき。
- ③一人親方その他の自営業者が、その団体の構成員でなくなったとき。
- ④派遣元の団体又は事業主の行う事業についての保険関係が消滅したとき。

(2) 給付基礎日額の変更手続きについて

枝番号ごとに（第2種特別加入団体にあつては、団体ごとに）「給付基礎日額変更申請書」を作成の上、基幹番号ごとにまとめて、前年度の3月2日～3月31日または年度更新期間中の6月1日～7月10日までに監督署へ提出してください。（承認については労働局にて行います。）

年度更新期間中は、4月1日から申請日までに災害発生があった場合変更できません。

- ①前年度の3月2日～3月31日の間においては、「給付基礎日額変更申請書」を提出してください。
- ②年度更新期間中の（6月1日～7月10日）においては、第1種は「保険料申告書内訳」、第3種は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を提出することにより変更の申請を行うことができます。
- ③第2種については、「給付基礎日額変更申請書」により変更しますので必ず提出してください。また、建設事業については変更後の日額が18,000円以上の場合、本人の所得を証明できる資料を申請時に添付してください。

なお、所得水準の実態と希望する日額との間に、著しい乖離がある場合には、妥当な日額を決定することとなります。

### （3）月割計算について

特別加入者の保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算定します。

### （4）委託解除の場合の特別加入の取り扱いについて

委託解除の場合、特別加入者の資格は自動消滅します。特別加入者がいる場合は、委託解除届の事業主欄下部の余白部に「特別加入者あり」と記入してください。

（電子申請の場合は事業主氏名欄に入力してください。例）山田太郎（特入あり）

なお、特別加入者の一部脱退については、変更扱いになりますので所轄の労働基準監督署へ変更届を提出してください。

### （5）複数の承認日が混在する特別加入変更届について

「特別加入に関する変更届」の記載で、複数の承認日となる内容等（例：脱退と追加加入で承認日が異なるもの、健康診断必要者とそれ以外の者等）は、1枚の変更届ではなく、別々に作成して申請してください。

## 4. 特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合

### （1）地位の継続の取扱いについて

特別加入者である中小事業主が委託変更を行う場合であって、旧事務組合との委託解除した日の翌日に新事務組合への委託を開始するとき（以下「継続委託」という。）は、旧事務組合との委託解除をした日をもって特別加入から脱退することを希望する

場合を除き、特別加入者の地位は継続されます。

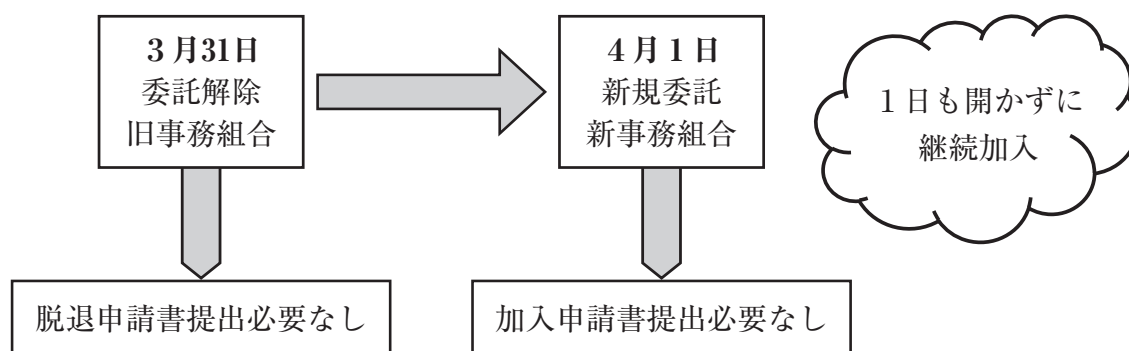
そのため、特別加入の承認内容は旧事務組合での承認内容と同一となります。

なお、全加入者がそのまま継続加入となりますので、継続委託の際に一部の加入者に脱退の事由が生じた場合（役員退任、退職、現場に出ない等）には、「特別加入に関する変更届」（必要に応じ理由書添付）を提出してください。

## （2）継続委託の場合の事務処理について

- ① 新事務組合は「事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書」（63ページ）を新規委託日の前日までに監督署又は労働局へ提出してください。
- ② 新事務組合は「事務処理委託届（様式第1号）」に旧事務組合が発行した「労働保険事務委託解除通知書（様式第11号）」の写しを添付のうえ、遅滞なく、管轄の安定所又は監督署へ提出してください。
- ③ 旧事務組合は「脱退申請書」を提出しないでください。

例、3月31日に旧事務組合を委託解除し、4月1日から新事務組合へ委託した場合



- ① 3月31日までに新事務組合が監督署又は労働局へ提出するもの

「事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書」（63ページ）

なお、全加入者がそのまま継続加入となるので、継続委託の際に一部の加入者に脱退の事由が生じた場合（役員退任、退職、現場に出ない等）には、「特別加入に関する変更届」（必要に応じ理由書添付）を提出してください。

- ② 4月1日以降、新事務組合は「事務処理委託届」を遅滞なく、管轄の安定所又は監督署へ提出する。

「旧事務組合が発行した委託解除通知書（写し）」を添付

## 事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書 〈中 小 事 業 主 等〉

①労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
②事業場の名称						
③事業場の所在地						
④委託事務処理開始年月日	年 月 日					
⑤特別加入者の状況（旧事務組合で加入していた者全員記入する）						
フリガナ 氏 名	生年月日 (和暦)	事業主との関係 (該当するものを○で囲んでください)			継続加入・脱退の別 (該当するものを○で囲んでください)	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位 ) 3 家族従事者 (続柄 )			脱退日 継続加入・脱退 ( 年 月 日 )	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位 ) 3 家族従事者 (続柄 )			脱退日 継続加入・脱退 ( 年 月 日 )	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位 ) 3 家族従事者 (続柄 )			脱退日 継続加入・脱退 ( 年 月 日 )	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位 ) 3 家族従事者 (続柄 )			脱退日 継続加入・脱退 ( 年 月 日 )	
フリガナ	昭和・平成 年 月 日	1 本人 2 役員 (地位 ) 3 家族従事者 (続柄 )			脱退日 継続加入・脱退 ( 年 月 日 )	
⑦旧事務組合の労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	事務組合名

今般、委託事務組合を変更いたしますが、新事務組合へ継続委託しますので、特別加入者（中小事業主等）については継続加入することを申し出ます。

年 月 日	郵便番号	-	電話番号	-	-
神奈川労働局長 殿	住所				
事業主の	名称				
	氏名				
新 労働保険 事務組合の	郵便番号	-	電話番号	-	-
	住所				
	名称				
	代表者氏名				

※ 継続委託の際に脱退の事由が生じた場合には、「特別加入に関する変更届」（必要な場合には理由書添付）を提出してください。

## 5. 特別加入手続きの記入例

「業務の具体的内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかを判断する上で重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容を、明確に記載してください。

「従事する特定業務」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内の1から7までに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の番号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、9を○で囲んでください。

■ 様式第34号の7 (表面)

### 労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

根拠種別 **36211**

① 申請に係る事業の労働保険番号  
 府県 所管 管轄 基礎番号 枝番号  
**141019000005005**

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)  
**厚生労働塗装有限公司**

③ 申請に係る事業  
 名称 (フリガナ) **コウセイロウドウトソウ エウケンガイシャ**  
 名称 (漢字) **厚生労働塗装有限公司**  
 事業場の所在地 **神奈川県横浜市中区XX通X-0**

④ 特別加入予定者 加入予定者数 **計 3 名**

特別加入予定者	業務の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ氏名 <b>コウセイ 厚生太郎</b> 生年月日 <b>昭和41年8月20日</b>	事業主との関係 (地位又は続柄) <b>①本人</b> 業務の具体的内容 <b>一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン)</b> 労働者の始業及び終業の時刻 <b>9時00分～17時30分</b>	従事する特定業務 <b>1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ②有機溶剤 9 該当なし</b> 業務歴 最初に従事した年月 <b>昭和40年10月</b> 従事した期間の合計 <b>30年間6ヶ月</b> 希望する給付基礎日額 <b>18,000 円</b>
フリガナ氏名 <b>コウセイ 厚生次郎</b> 生年月日 <b>昭和42年4月5日</b>	事業主との関係 (地位又は続柄) <b>③役員 (取締役)</b> 業務の具体的内容 <b>同上</b> 労働者の始業及び終業の時刻 <b>9時00分～17時30分</b>	従事する特定業務 <b>1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ②有機溶剤 9 該当なし</b> 業務歴 最初に従事した年月 <b>平成□年4月</b> 従事した期間の合計 <b>20年間ヶ月</b> 希望する給付基礎日額 <b>18,000 円</b>
フリガナ氏名 <b>コウセイ 厚生三郎</b> 生年月日 <b>昭和42年10月10日</b>	事業主との関係 (地位又は続柄) <b>③役員 (取締役)</b> 業務の具体的内容 <b>同上</b> 労働者の始業及び終業の時刻 <b>9時00分～17時30分</b>	従事する特定業務 <b>1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ②有機溶剤 9 該当なし</b> 業務歴 最初に従事した年月 <b>平成□年8月</b> 従事した期間の合計 <b>20年間8ヶ月</b> 希望する給付基礎日額 <b>14,000 円</b>

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 **令和〇〇年4月3日**

⑥ 労働保険事務組合の証明  
 上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。  
 労働保険の事務組合 名称 **労働保険事務組合 〇〇商工会**  
 郵便番号 **231-0000** 電話番号 **045-0000-XXXX**  
 主たる事務所の所在地 **神奈川県横浜市中区〇〇町△-△**  
 代表者の氏名 **労災 一郎**  
**令和〇〇年4月5日**

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) **令和〇〇年5月1日**

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。  
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 9令和

特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に最初に従事した年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

「特別加入予定者」欄は、中小事業主とともに包括して加入しなければならない役員や家族従事者を全員記載してください。

上記のとおり特別加入の申請をします。

令和〇〇年4月21日  
 神奈川県 労働局長 殿

事業主の

郵便番号 **231-0000** 電話番号 **045-211-0X0X**  
 住所 **神奈川県横浜市中区XX通X-0**  
 氏名 **厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生太郎**  
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

QRコードはこちら→



※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>



「特別加入予定者」欄は、海外派遣者として特別加入を予定している方を全員記載してください。

「派遣先の事業において従事する業務の内容」欄は、災害が発生したときに労災保険給付の対象となるかを判断する上で重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容を明確に記載してください。

■ 様式第34号の11 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

横票種別 36231

① ※第3種特別加入に係る労働保険番号

府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。  
※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 9令和 年月日

元号 年月日  
1-9月は右へ 1-9月は右へ 1-9月は右へ

② 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)  
厚生労働商事株式会社

③ 申請に係る事業

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号
	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
名称 (フリガナ)	<u>フウセイロウドウジョウジカゴシカイシャ</u>											
名称 (漢字)	<u>厚生労働商事株式会社</u>											
事業場の所在地	<u>東京都千代田区霞が関 Δ-Δ-Δ</u>											
事業の種類	<u>卸売業・小売業・飲食店 又 宿泊業</u>											

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 4 名

\*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者	派遣先		派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名) (労働者の人数及び就業時間など)	希望する給付基礎日額
フリガナ氏名 <u>フウセイロウドウ 厚生太郎</u> 生年月日 <u>昭和41年 4月 5日</u>	事業の名称 <u>イギリス厚生労働商事会社</u>	派遣先国 <u>イギリス</u>	卸売業 製品販売に関する業務 代表者 使用労働者30人 所定労働時間 8:00~17:00	16,000 円
フリガナ氏名 <u>フウセイロウドウ 厚一郎</u> 生年月日 <u>昭和49年 5月 8日</u>	事業の名称 <u>同上</u>	派遣先国 <u>同上</u>	製品販売及び事務 営業課員	14,000 円
フリガナ氏名 <u>フウセイロウドウ 常勤二郎</u> 生年月日 <u>昭和53年 6月 7日</u>	事業の名称 <u>同上</u>	派遣先国 <u>同上</u>	同上	14,000 円
フリガナ氏名 <u>フウセイロウドウ 常災三郎</u> 生年月日 <u>昭和55年 7月 12日</u>	事業の名称 <u>同上</u>	派遣先国 <u>同上</u>	同上	14,000 円

⑤ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) 令和00年 5月 1日

折り曲げる場合には、この所で折り曲げてくささないように。

上記のとおり特別加入の申請をします。  
令和00年 4月 5日  
東京 労働局長 殿

〒100-0000 電話 (03) 5253-XXXX  
団体又は事業主の住所 東京都千代田区霞が関 Δ-Δ-Δ  
団体の名称又は事業主の氏名 厚生労働商事株式会社 代表取締役 霞が関太郎  
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。 QRコードはこちら⇒  
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>)



帰国等により、派遣先の事業に従事しなくなり特別加入者の資格を失った人がいる場合には、この欄に記載してください。

特別加入を承認されている人の氏名、業務内容、派遣先の事業の名称や所在地、派遣する国などに変更があった場合には、この欄に記載してください。

■ 様式第34号の12 (表面)

労働者災害補償保険 (特別加入に関する変更届) (海外派遣者)  
特別加入脱退申請書

横票種別 <b>36243</b>	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。) ※受付年月日 9令和 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	元号 年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
事業の名称 <b>厚生労働商事株式会社</b>	事業場の所在地 <b>東京都千代田区霞が関△-△-△</b>

今回の変更届に係る者 合計: / 人 内訳 (変更: 〇人、脱退: 〇人、加入: / 人)	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。			
変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合) 折り曲げる場合には (▶) の所で折り曲げてください。	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 変更前	派遣先の事業において従事する業務の内容 変更前
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後	変更後
	※整理番号 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 変更前	派遣先の事業において従事する業務の内容 変更前
	変更年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後	変更後
特別加入者でなくなった者 異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号	
特別加入者の異動 異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号	
特別加入予定者 異動年月日 令和〇〇年 6月 1日 フリガナ氏名 ロウダ ハナコ 労働 花子	事業の名称 株式会社 派遣先国 PXXYP	派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など) 出納業務に関する事務 出納係員	希望する給付基準月額 14,000 円	
特別加入者の異動 (新たに特別加入者になった者) 異動年月日 令和〇〇年 2月 3日 フリガナ氏名 船越 〇〇	事業場の所在地 7th Down Street New York, U.S.A			
異動年月日 年 月 日	事業の名称 派遣先国			
フリガナ氏名	事業場の所在地			
生年月日 年 月 日				
異動年月日 年 月 日	事業の名称 派遣先国			
フリガナ氏名	事業場の所在地			
生年月日 年 月 日				
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して30日以内) 令和〇〇年 6月 / 日				

脱退申請 以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。 *申請の理由 (脱退の理由)	*脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 年 月 日
---	-------------------------------------

上記のとおり (変更を生じたので届けます) 特別加入脱退を申請します。

令和〇〇年 5月 12日 東京 労働局長 殿

郵便番号 100-0000 電話番号 03-5253-XXXX

団体又は事業主の住所 東京都千代田区霞が関△-△-△

団体の名称又は事業主の氏名 厚生労働商事株式会社 代表取締役 霞が関 太郎  
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。 QRコードはこちら⇒ 

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>)

新たに海外派遣者となった人を追加して特別加入させる場合には、この欄に記載してください。

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書  
(特別加入)

帳票種別  
3 6 2 4 5

労働保険番号

府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号

※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

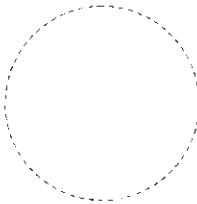
※受付年月日 9 令和 

元	年	月	日

1～9は左へ

労働局長 殿

年 月 日



郵便番号 - 電話番号 -

住所  
保険加入者の  
氏名

第1種と第3種は事業主  
第2種は事務組合

(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

( 枚の内 1 枚目)

※ 整理番号	変更を希望する 特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する 給付基礎日額

折り曲げる場合には(▶)の所で折り曲げてください。

[注意]

変更を希望する特別加入者が多数おり氏名欄に記載することができない場合は、統紙を付して記載すること。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日額	保 險 料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

## 中小事業主等の特別加入の提出書類と保険料算定期間について

		提出書類の様式	保険料算定期間	
加 入	新規委託により加入する場合	特別加入申請書 (中小事業主等) 様式第34号の7	承認(希望)日の属 する月より保険料を 算定	
	委託している事業で新たに加入 する場合			
	既に特別加入者がいる事業で特 別加入者を追加する場合	特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8		
変 更	既に特別加入者を承認されてい る人の内容に変更がある場合	特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8		
脱 退	委託解除した場合		承認日(脱退日)の 属する月まで保険料 を算定  ※脱退理由が退職・ 死亡・役員退任等 の場合はその事由 発生日の属する月 まで算定	
	委託途中	全員脱退した場合		特別加入脱退申請書 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8
		一部脱退した場合		特別加入に関する変更届 (中小事業主及び一人親方等) 様式第34号の8

※上記様式は厚生労働省HPよりダウンロード可能です

※3月31日で全員脱退を希望する場合は3月1日から3月31日までに、4月1日から新規(追加)加入の希望の場合は3月2日から3月31日までに上記書類を提出してください。

※委託解除届は、委託解除日前に提出することはできません。

## 6. 特別加入者の加入時健康診断

### (1) 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等及び一人親方等のうち、別表に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。海外派遣者は健康診断を受ける必要はありません。

別表 健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

### (2) 健康診断が必要な場合の手続き

- ① 特別加入を申請する中小事業主等及び一人親方等で健康診断が必要な場合には、労働保険事務組合等を通じて、初めに「特別加入時健康診断申出書」（特診様式第7号、以下「申出書」という。）を監督署に提出します。
- ② 申出書の業務歴から判断して健康診断が必要であると認められる者（以下「加入時健診対象者」という。）に対しては、監督署から「特別加入時健康診断指示書」（特診様式第5号、以下「指示書」という。）及び「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第6号、以下「依頼書」という。）が交付されます。

加入時健診対象者は、指示書に記載された実施期間内に、所轄の都道府県労働局長があらかじめ指定した健康診断実施機関のうちから受診機関を選定し、健康診断を受ける必要があります。また、受診する際には依頼書を当該受診機関に提出してください。

なお、健康診断に要する費用につきましては、全国の各都道府県労働局長があらかじめ指定した健康診断実施機関（神奈川県の場合は114ページに掲載）で受診した場合のみ国が負担します。

- ③ 健康診断を受けた者は、当該受診機関が作成した健康診断証明書（特別加入者用）を申請書に添付し、監督署に提出してください。
- ④ 申出書は、申請書と同時に監督署に提出することもできます。この場合には、健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を監督署に提出してください。
- ⑤ 既に特別加入を承認されている事業において、新たに事業主となった者又は事業

に従事することとなった者のうち健康診断が必要な者は、申出書を監督署に提出し指示書及び依頼書が交付された後、健康診断を受診し、変更届にその健康診断証明書を添付して提出してください。

(注) 健康診断書を提出しなかったり、あるいは、業務の内容、業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

### (3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- ① 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- ② 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

〈記載例〉

特診様式第7号

労働者災害補償保険  
特別加入時健康診断申出書

横浜南 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和〇〇年 4月 12日

労働保険番号	府 県 所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	1 4 / 0 1	9 0 0 0 0 5	0 0 5

事業主又は  
特別加入団体の

住 所 神奈川県横浜市中区XX通X-0

(名称) 厚生労働塗装有限公司

代表取締役

氏 名 厚生太郎

特別加入団体の場合には、その  
主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名

特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具（又は材料、薬品等）の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○ で囲むこと)
厚生太郎	00.5.1	一般建築物の塗装 トルエン・キシレン・エチルベンゼン	昭和●●年10月から 平成〇〇年4月まで 30年6月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
厚生次郎	00.5.1	同上	平成□年4月から 〇〇年4月まで 20年月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
厚生三郎	00.5.1	同上	平成■年8月から 〇〇年4月まで 19年8月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を

{ 受けている  
受ける予定である }

ことを証明します。

令和〇〇年 4月 5日

認可記号番号

第〇〇-123号

名 称 労働保険事務組合 〇〇商工会

労働保険  
事務組合

主たる事務所  
の所在地

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

〇〇〇〇 局  
電話 XX XX 番

代表者の氏名

労災 一郎

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできません。最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

## 7. 第2種（一人親方）特別加入の年度更新

### (1) 保険料申告書内訳（第2種特別加入保険料）…………組様式第6号（乙）

- ① 申告書内訳には『特別加入団体の特別加入者名簿』のほか、特例計算対象者がいる場合には『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳』と『加入保険料集計表』も併せて必要になります。
- ② 「④特別加入者数」欄は、令和8年3月31日現在（3/31脱退者含む）の特別加入者数を記入します。
- ③ 第2種特別加入は、団体を事業主とみなして加入していますので、労働保険料は、特別加入者本人からの徴収の有無に関わらず、団体が納付することとなります。また、月割計算の特例対象者がいる場合で、加入者から徴収した労働保険料と団体が国へ納付する労働保険料で差額が生じる場合についても、団体が負担することとなります。
- ④ 年度更新に関する様式については、神奈川労働局のホームページからダウンロードすることができます。

### (2) 特別加入団体の特別加入者名簿…………適用事務様式7

名簿は毎年加除して使用してください。年度更新時には、この名簿により確定・概算保険額の確認を行いますので、給付基礎日額、加入・脱退年月日等を記載漏れなきよう整備の上、コピーを提出してください。適用事務様式7ではなく独自様式を使用する場合は、日額、加入・脱退年月日等所定事項を必ず具備してください。

### (3) 第2種特別加入保険料集計表

- ① 第2種特別加入については、各団体事務組合等で特別加入者の加入人数が多いこと等の理由から、日額の記入誤りや計算・集計誤りが大変多く見受けられます。集計表によって、『名簿』と『特例計算対象者内訳』との整合性、保険料算定基礎額の確認ができるようになっていきますので、令和7年度確定、令和8年度概算を別業にして作成し、記載内容を確認の上、提出してください。
- ② 保険料算定基礎額の1,000円未満の端数を切り捨てる処理は、集計表の総計と特例計算対象者内訳の総計を合計した後に行う作業であることに留意してください。

## ＜第2種特別加入の記載例＞

(提出用1部)

適用事務様式7

### 特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 ○○大工組合

① 番号	② 特別加入者の氏名	③ 労災法第33条 第3号に掲げ る者との関係	加入年月日 脱退年月日	第2種 特別加入 給付基礎 日額	給付基礎日額		
					金額 (変更年月日)	金額 (変更年月日)	金額 (変更年月日)
1	○○ ○○	主・家族	H3・4・1 ・ ・	10,000 円	12,000 円 (H6.4.1)	円	円
2	○○ ○○	主・家族	H3・4・1 R8・1・30	8,000 円	10,000 円 (H11.4.1)	円	円
3	○○ ○○	主・家族	H5・4・1 R7・11・30	14,000 円	円	円	円
4	○○ ○○	主・家族	H5・10・1 ・ ・	12,000 円	円	円	円
5	○○ ○○	主・家族	H6・4・1 ・ ・	10,000 円	12,000 円 (H9.4.1)	14,000 円 (R8.4.1)	円
6	○○ ○○	主・家族	R8・4・1 ・ ・	10,000 円	円	円	円
令和8年度 概算のみ算入		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     給付基礎日額の変更を希望する場合は所轄                      監督署へ3月2日～3月31日または6月1                      日～7月10日までに「給付基礎日額変更申                      請書」を提出し承認を受けることが必要です。                 </div>					
		主・家族	・ ・ ・	円	円	円	円
		主・家族	・ ・ ・	円	円	円	円
		主・家族	・ ・ ・	円	円	円	円
		主・家族	・ ・ ・	円	円	円	円
		主・家族	・ ・ ・	円	円	円	円

令和8年度概算についても、「第2種特別加入保険料集計表」と必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」が必要です。

日割	2000	2
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
計		

(注)

※ 用紙

(提出用1部)

京紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

令和 7 年度分

1 枚のうち 1 枚目

労働保険 番号	職 業 等 管 轄 基 準 番 号	基 準 額	特 例 加 入 日 数	特 例 加 入 日 数	加 入 日 数	1 日 分 の 保 険 料 算 定 基 準 額	特 例 加 入 による 保 険 料 算 定 基 準 額	
141010000000		10,000	7年4月1日~8年1月30日	10	10	304,167	3,041,670	
		14,000	7年4月1日~7年11月30日	8	8	425,834	3,406,672	
計							6,448,342	

1円の単位まで記入します。

合計額は、次ページの「保険料申告内訳」(組様式第6号(乙))の⑤と一致します。

のNo. 1

額

金額  
(変更年月日)

円

円

円

円

円

上記のとおり報告します。

令和 8 年 7 月 10 日

神奈川県労働局労働保険特別会計課長 殿

労働保険の事務組合 名称 ○○大工組合 代表者氏名 組合長 ○○ ○○

所在地 横浜市中区○○町×-×

(郵便番号 231 )-(○○○○) 電話 ( 045 )-(○○○○) △△△△ 番

(提出用1部)

5 2種特別加入保険料集計表

7年度 確定

1 枚のうち 1 枚目  
年間加入者集計表

30	3000	3500	4000	5000	6000	7000	8000	9000	10000	12000	4000	16000	18000	20000	22000	24000	25000	計
									3									3
									1		1							2
										3								① 3
									1		1							② 2

日額	③ 保険料算定基礎額	④ 人数	③×④ 計
2000	730,000		
2500	912,500		
3000	1,095,000		
3500	1,277,500		
4000	1,460,000		
5000	1,825,000		
6000	2,190,000		
7000	2,555,000		
8000	2,920,000		
9000	3,285,000		
10000	3,650,000		
12000	4,380,000	3	13,140,000
14000	5,110,000		
16000	5,840,000		
18000	6,570,000		
20000	7,300,000		
22000	8,030,000		
24000	8,760,000		
25000	9,125,000		
		⑤ 3	⑥ 13,140,000

1. 当該集計表の上段は年間加入者数、下段は特例対象者数
2. ①は⑤の数と一致、②は「特例計算対象者内訳」の合計人数と一致
3. ⑥と「特例計算対象者内訳」の合計額が保険料算定基礎額総計と一致
4. 日額が2,000円・2,500円・3,000円は家内労働者等についてのみ適用

労働保険番号

141010000000

団体又は事務組合名

○○大工組合

1枚で足りない場合はこの用紙をコピーし、左欄ページ数を適宜修正の上、ご使用下さい。

# ＜第2種特別加入の記載例＞

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業

(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3桁「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和8年7月10日

あて先 〒231-0015

横浜市中区尾七町5-77-2

大和地所馬車道ビル9階

神奈川労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

組様式第

(なるべく折り曲げないようにし、やぶをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げて下さい。)  
 (▶)の所で折り曲げて下さい。

種別	32700	※修正項目番号		※人力認定コード	
①労働保険番号	14101000000000000000	②増加年月日(元号:平成は7 令和は)	令和8年3月31日の人数 (3/31 脱退者含む)		
③常時雇用労働者数	3	④雇用保険被保険者数			
※各種区分					
管轄区分	保険関係等	業種	産業分類		

確定保険料 算定内訳	⑦区分	算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで			
	労働保険料	⑧ 保険料…一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出金	⑩ 確定保険料…一般拠出金額 (⑧×⑨)	
	労災保険分	19588	1000分の	332996	円
	雇用保険分				
	一般拠出金 (注1)				

概算・増加概算 保険料算定内訳	⑪区分	算定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
	労働保険料	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)	
	労災保険分	17520	1000分の	297840	円
	雇用保険分				
	延納の申請 納付回数	3			

⑮ 申告済概算保険料額 401,500 円 ⑯ 申告済概算保険料額 円	⑰ 増加概算保険料額 円 ⑱ 法人番号
⑲ 差引額 (イ) 充当額 68,504 円 (ロ) 還付額	⑳ 延納の申請 納付回数 3
㉑ 当期支払額 第1期 99,280 円 第2期 99,280 円 第3期 99,280 円	㉒ 当期支払額 第1期 68,504 円 第2期 99,280 円 第3期 99,280 円
㉓ 加入している (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉔ 事業又は作業の種類 231-0000 (045)000-△△△ 横浜市中央区〇〇町×-× 〇〇大工組合 組合長 〇〇〇

まじりとり線(1枚目はまじりはなさないで下さい。)

※実際の様式と異なる場合がありますので、ご了承ください。

令和8年3月31日の人数 (3/31 脱退者含む)

保険料算定基礎額総計は、「特例計算対象者内訳」と「第2種特別加入保険料集計表」の年間加入者集計表の額の合計と一致します。

(提出用2部)

第6号(乙)

令和7年度確定  
令和8年度概算 保険料申告書内訳  
(第2種特別加入保険料)

1枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					
14100	000000			0	0	0	0	0	0

② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加入者数	令和7年度確定保険料			令和8年度概算保険料		
			⑤ 保険料算定基礎額総計	⑥ 令和6年度第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑦ 第2種特別加入保険料(⑤×⑥)	⑧ 保険料算定基礎額総計	⑨ 令和7年度第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑩ 第2種特別加入保険料(⑧×⑨)
〇〇大工組合	特2	3	19,588	17	332,996	17,520	17	297,840
合 計			19,588		332,996	17,520		297,840

労働局用

2種特別加入 (一人親方等)

提出書類名		作成部数	局	署	控え
①	概算・確定保険料申告書【様式第6号】	2	1		1
②	申告書内訳【組様式第6号(乙)】	3	1	1	1
③	特別加入者名簿【適用事務様式7】	2	1		1
④	特例計算対象者内訳【別紙様式第2号】	2	1		1
⑤	保険料集計表	2	1		1

※④⑤は確定と概算2種類あり、④は該当者がいない場合は不要

第3種特別加入保険料申告内訳名簿  
(海外派遣者)

(提出用2部)

令和7年度 令和8年度	1枚のうち 1枚目	労働保険 番号	府 県 所 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	
		1 4	1 0 1	〇〇〇〇〇	3 〇〇	
令和6年度 修理番号	特別加入者 (派遣者)氏名	派遣者 区分	派遣先 国名	令和6年度 給付基礎日額	令和7年度 給付基礎日額	令和7年度 整理番号
1 〇〇〇〇	協 代	協 代	アメリカ	20,000	20,000	1
2 〇〇〇〇	協 代	協 代	アメリカ	16,000	18,000	2
3 〇〇〇〇	協 代	協 代	アメリカ	16,000		
4 〇						

<第3種特別

海特様式第1号

第3種特別加入保  
(海外派遣)

令和7年度 令和8年度	確定 概算	労働保険 番号
給付基礎日額	保険料算定 基礎額	令和6年度確定保 険料算定
25,000円	9,125,000円	特別加入者数
24,000円	8,760,000円	
	8,030,000円	
	7,300,000円	1 7,300
	6,570,000円	
	5,840,000円	2 11,680
	5,110,000円	1 4,866
	4,380,000円	
	3,650,000円	
	3,285,000円	

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

(提出用1部)

令和7年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県 所 管 轄	基 幹 番 号					
3 0 1 〇〇〇〇	1 4 1 0 1	〇 〇 〇 〇 〇 〇					
枝 番号	特別加入者 氏名	給付基礎 日額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特例に よる理由	加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額
3 0 1 〇〇〇〇		16,000	7年6月1日 ~8年3月31日	①加入 ②脱退	10	486,667	4,866,670

上段は年間加

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

(提出用1部)

令和7年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県 所 管 轄	基 幹 番 号					
3 0 1 〇〇〇〇	1 4 1 0 1	〇 〇 〇 〇 〇 〇					
枝 番号	特別加入者 氏名	給付基礎 日額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特例に よる理由	加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額
3 0 1 〇〇〇〇		18,000	8年4月1日 ~8年5月10日	①加入 ②脱退	2	547,500	1,095,000

月割りの特例対象者が、確定・概算と  
もにいる場合は、年度毎に分けて作成  
します。

3人 18,980  
1人 4,866  
4人 23,846  
① 23,846  
③ 1,000分の3  
①×③ 71,538

枝番号ごと(事業所  
ごと)に作成してく  
ださい。

上記のとおり報告します。

令和8年7月10日

神奈川 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 231-〇〇〇 )  
電話 ( 045 ) ( 〇〇〇 )  
△△△△ 番

労働保険  
の  
事務組合  
名称 〇〇労働保険事務組合 代表者氏名 組合長 〇〇 〇〇  
所在地 横浜市中区〇〇町×-×

事業主  
会計歳入徴収官 殿  
労働保  
険  
事務組  
合  
では、申告時に  
お  
い  
る  
者  
の  
み  
を  
記  
載  
込  
の  
者  
は  
記  
載  
し  
な  
い  
上  
段  
に  
は  
特  
例  
計  
算  
の  
者  
を  
記  
載  
す  
る  
こ  
と



## 8. 第3種（海外派遣）特別加入の年度更新

### (1) 第3種特別加入保険料申告内訳……………海特様式第1号

- ① 申告内訳と併せて『第3種特別加入保険料申告内訳名簿』（海特様式第2号）と、特例計算を行う者がいる場合は『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳』（別紙様式第2号）を提出してください。
- ② 給付基礎日額ごとに保険料の欄は2段に分かれています。上段には前年度から継続加入している者を記入し、下段には今年度（4／1以降）途中加入・脱退等特例計算による者を記入して計算してください。

### (2) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳……………別紙様式第2号

- ① 「特例による保険料算定基礎額」は、『特別加入保険料月割算定基礎額早見表』（P.69）をご参照ください。
- ② 4／1に加入し翌年の3／31に脱退した場合には、特例による理由欄の 1 加入、2 脱退、自動消滅等 の両方を○で囲んでください。
- ③ 保険料算定基礎額は、該当者各人の「特例による保険料算定基礎額」を全て合計した後に千円未満を切り捨てにします。（各人の保険料算定基礎額の千円未満を切り捨てるものではありませんのでご注意ください。）
- ④ 確定・概算ともに特例計算対象者がいる場合は、年度ごとにそれぞれ作成することになります。

### (3) 第3種特別加入保険料申告内訳名簿……………海特様式第2号

- ① 記入した加入者のうち日額変更希望がある場合は給付基礎日額区分の変を○で囲み希望日額を記入してください。
- ② 派遣者区分について、加入者の該当するものを○で囲んでください。（協＝技術協力、労＝労働者、代＝代表者等）

## 第4章 事務組合に関する事務

### 1. 帳簿及び書類

#### (1) 法定三帳簿

事務組合は、労働保険事務に関する事項を記載した次の帳簿を備え付けておかなければなりません。(徴収法第36条及び則第68条) これを法定三帳簿と呼びます。

- ・労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）
- ・労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第18号）

上記に加え、「労働保険料等出納簿」の備え付けを義務付けています。

#### (2) 帳簿等の保存年限

事務組合に関する帳簿・書類は、完結の日から起算して次の区分による期間保存しなければなりません。

	書類名	保存年限(年)	完結の日
事務組合 関係	労働保険事務組合認可申請書	3	事務組合業務廃止の日
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届	3	
	労働保険事務組合業務廃止届	3	
	労働保険事務等処理委託事業主名簿 (様式第16号)	3	使用年度終了後
	労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）	3	
	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (様式第18号)	4	
労働保険 関係	労働保険事務等委託書	3	委託解除の日
	労働保険関係成立届	3	
	労働保険事務等委託解除通知書	3	
	労働保険事務等処理委託解除届	3	
	労働保険名称、所在地変更届	3	届出の日
	労働保険料等算定基礎賃金等の報告	3	会計年度終了後
	労働保険概算・確定保険料・一般拠出金申告書	3	
	保険料・一般拠出金申告書内訳	3	
	労働保険料・一般拠出金還付請求書	3	

	書類名	保存年限(年)	完結の日
労災保険 特別加入 関係	労災保険特別加入申請書	3	委託解除又は脱退 の日
	特別加入に関する変更届	3	
	特別加入脱退申請書	3	承認の日
一括有期 関係	一括有期事業開始届	3	年度終了後
	一括有期事業報告書	3	
	一括有期事業総括表	3	
会計帳簿	通帳、労働保険料等出納簿 等	10	

### (3) 法定三帳簿及び保険料申告書内訳の独自様式使用の承認

法定三帳簿及び保険料申告書内訳の様式を事務組合独自で作成し、使用する場合には「独自コンピュータ様式の承認について」(84ページ)に必要事項を記入の上、該当する様式を添付し令和9年1月31日までに神奈川労働局長宛て承認申請を行ってください。承認の対象となる様式は次のとおりです。

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿 (様式第16号)
  - 労働保険料等徴収及び納付簿 (様式第17号)
  - 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (様式第18号)
  - 保険料申告書内訳 (組様式第6号)
- } 法定三帳簿

令和9年1月31日までに申請し、承認された場合、承認予定日は令和9年4月1日となります。

### (4) 労働保険料等出納簿

事務組合は委託事業主から交付を受けた労働保険料等を適正に保管・管理するために労働保険料等出納簿の備え付けが義務付けられています。

事務組合が委託事業主から労働保険料等の交付を受けたとき、それを政府へ納付したとき、事業主へ還付したときには速やかに労働保険料等出納簿にその旨を記載し、常時出納状況を明確にしておかなければなりません。

労働保険料等出納簿の残高は、労働保険料等専用口座、徴収及び納付簿、労働保険料等領収書等と照合のうえ、その内容を常時、明確にしておかなければなりません。

※労働保険料等出納簿については、定まった様式はありませんので、任意に作成してください。

令和 年 月 日

神奈川労働局長 殿

所在地  
事務組合名  
代表者名  
電 話  
基 幹 番 号

独自コンピュータ様式の承認について

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 様 式 名 (該当欄に○を付す)

	労働保険事務等処理委託事業主名簿
	労働保険料等徴収及び納付簿
	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
	保険料申告書内訳

2. 内 容 別添様式のとおり

3. 使用開始予定年月日 令和 年 月 日

# 【労働保険料等徴収及び納付簿】〈記載例〉

組様式第6号(甲)

労働保険番号A		府県	所掌	管轄	基幹番号					令和7年度	確定	
1 4 3		0 1	○	○	○	○	○	○	○	令和8年度	概算	
令和7年度確定保険料・令和8年度概算保険料(増加・減額)・一般拠出金												
① 労働保険 番号の枝 番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 常時 使用 労働者 被保 険者	⑤ 保 険 関 係 区 分	⑥ 労 災 保 険			⑩ 雇 用 保 険			⑬ 確定保険料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑫)	
					⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保険 率	⑨ 保険料(⑦×⑧)	⑪ 賃金総額	⑫ 雇用保険 率	⑬ 一般保険料 (⑩×⑫)	15人以下	16人以上
001	〇〇産業(株) 〇〇 〇〇	6104	7	両保 雇用	(-) 24,657 (特) 5,475	6.5	(-) 160,270 (-) 35,587 計 195,857	20,181	15.5	312,805	508,662	

「①事業場の区分」欄には、常時使用労働者数5人未満の委託事業主については「甲」、常時使用労働者数5人以上15人以下の委託事業主については「乙」、常時使用労働者数16人以上の委託事業主については「丙」とそれぞれ記入します。

「(ハ)充当額」欄及び「(ニ)還付額」欄には、申告済概算保険料額が確定保険料額を超え、その差額を委託事業主が還付を希望した場合に「(ニ)還付額」欄に記入し、希望しない場合は「(ハ)充当額」欄に記入します。また、「(ホ)不足額」欄には、前記の確定保険料額が申告済概算保険料額を超える場合にその差額を記入します。

「第1期分」、「第2期分」及び「第3期分」欄には、(ト)欄の概算保険料額を3等分して記入し、余りがあるときは、その額を第1期分に加算して記入してください。

「⑨記事」欄には、委託事業主より領収した保険料又は政府に納付した徴収金について、保険料、一般拠出金、追徴金等の種別を○で囲み納付期限を記入してください。  
 なお、「確」は確定、「概」は概算及び増加概算、「保険料」は労働保険料、「拠出金」は一般拠出金、「追」は追徴金、「延」は延滞金の略称です。月日は各法定期限日を記入してください。

⑧欄には、納付通知年月日を記入してください。

この帳簿は、委託事業主の事業場別に作成し、労働保険料等の受払状況を記録するものですから、記載例を参考に正確に作成してください。

## 保険料・一般拠出金申告書内訳

枚のうち 枚目

一般拠出金		⑯ 申告済概算保険料 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕	令和 8 年度概算保険料		
⑭ 貸金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭)× 0.02/1000)		⑰ 労災保険 保険料 〔第一種特別 加入を含む〕	⑱ 雇用保険 一般保険料	⑲ 合計 (⑰+⑱)
5,475	109	416,262	6 204,882	15.5 312,805	517,687

第一種特別加入者					
氏名	令和7年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和8年度の給付基礎日額	適用月数
〇〇〇 (新)	10,000	12		16,000	12
〇〇〇 (継)				10,000	12
〇〇〇 (継)	5,000	12			

「第一種特別加入者」がある場合は「裏面⑰」欄に記載してください。

## 労働保険等 労働保険料等徴収及び納付簿

様式第17号(第68条関係)(表面)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
1430100000000	1	4	3	0	1

① 事業場の区分	② 事業の名称	③ 事業場の所在地(電話)	④ 事業の種類 (労災保険率表による)	⑤ 成立している 保険関係 (イ) 労災保険及び雇用保険 (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険	⑥ 委託年月日
乙	〇〇産業(株)	横浜市中区〇町×-× 電話 (045)-〇〇〇〇-△△△△ 番	可塑物製品製造業	(イ) 労災保険及び雇用保険 (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険	3年4月1日

⑦ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額					
令和7年度確定	(イ) 確定保険料額	(ロ) 申告済概算保険料額	(ハ) 充当額 ((ロ)-(イ))	(ニ) 還付額 ((ロ)-(イ))	(ホ) 不足額 ((イ)-(ロ))
508,662	416,262	416,262	92,400		

⑧ 一般拠出金					
令和8年度概算	(イ) 概算保険料額	(ロ) 差引納付額 ((イ)-(ハ))	第1期分	第2期分	第3期分
517,687	517,687	517,687	172,563	172,562	172,562

⑧ 年月日	⑨ 記 事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から領収した額(月日)	⑫ 政府へ納付した額(月日)	⑬ 事務組合保管額(⑩-⑫)	⑭ 納未済額(⑩-⑬)	⑮ 督促事項							
8年6月10日	7年 確・保険料・追 概・拠出金・延	92,400	92,400 (6/25)	92,400 (7/10)	0	0								
8年6月10日	7年 確・保険料・追 概・拠出金・延	493	493 (6/25)	493 (7/10)	0	0								
8年6月10日	8年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,563	172,563 (6/25)	172,563 (7/10)	0	0								
8年10月25日	8年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,562	172,562 (11/7)	172,562 (11/14)	0	0								
9年1月26日	8年 確・保険料・追 概・拠出金・延	172,562	172,562 (2/8)	172,562 (2/14)	0	0								

## 2. 事務組合に関する手続き

### (1) 認可申請書記載事項等に変更があった場合の事務処理

労働保険事務組合認可申請書記載事項及び添付書類の記載事項等に変更があった場合は、変更があった日の翌日から起算して14日以内に、「認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号)に必要な書類を添付して、事務組合管轄の監督署又は安定所へ提出してください。(末尾0、2の未付与組合は監督署、それ以外は安定所)

変 更 項 目	必 要 書 類
名 称 ・ 所 在 地	総会議事録 事務所案内図
役員（法人団体の場合）	経歴書（代表者の場合） 役員改選に係る総会議事録 役員名簿又は謄本
役員（上記以外の場合）	経歴書 役員改選に係る総会議事録 労働保険料等の納付に関する誓約書 (誓約書は印鑑登録印を押印すること) 印鑑登録証明書
監 査 役（ 監 事 ）	役員改選に係る総会議事録
定 款 等 及 び 事 務 処 理 規 約	総会議事録 新旧対照表
事 務 総 括 者	経歴書 (役職、資格等を記載すること)
事 務 担 当 者	なし

\*経歴書は、学歴・職歴・経歴ごとに区分し、役職・資格等も必ず記載してください。

\*変更年月日を必ず記入してください。

\*事務組合の所在地が変更になり、監督署及び安定所の管轄が変わる場合には、上記書類の他に「委託事業主名簿」を添付してください。

\*事務組合の認可を受けた団体等について組織変更があり、従来法人格がない団体であったものが従来と異なる法人格のない団体若しくは法人となった場合又は従来法人であったものが法人格がない団体若しくは従来と異なる法人となった場合であって、その後も引き続いて事務組合としての業務を行おうとする場合は、「廃止届」を提出するとともに、新たに「労働保険事務組合認可申請書」を提出する必要があります。

(組織変更を伴わない単なる名称、所在地等の変更の場合は、あらためて認可申請するのではなく「事務組合変更届」を提出します)

〔記載例〕

組様式第2号



労働保険等

労働保険事務組合 変更届  
認可申請書記載事項等

労働保険 番号	1430100000	府県 14	管轄 301	基幹番号 000000	他に付与されて いる末尾番号	2,5
変更事項	変更前の内容		変更後の内容			
名称						
①労働保険の 事務組合の主たる事務所 の所在地						
代表者の氏名	会長 ○○○○		会長 ○○○○			
②労働保険関係等事務を委 任する事業主内訳						
③添付書類の記載事項	(書類の名称)		(書類の名称)			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・経歴書</li> <li>・総会議事録</li> <li>・納付に関する誓約書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>			
④その他の事項	事務担当者 ○○○○		事務担当者 ○○○○			

※②の欄は、二元適用事業の労災保険分又は一人親方等の特別加入団体の委託を受けている事務組合であって、新たに一元適用事業又は二元適用事業の雇用保険分について受託することとなった場合に記入すること。

上記のとおり変更を生じたので届けます。

令和 ○○年 4 月 21 日

神奈川 労働局長 殿

名称 労働保険事務組合 ○○会

労働保険の主たる事務所  
事務組合の所在地 横浜市中央区○○町30 (郵便番号 231-0000)  
電話(045)-(○○○) △△△△番

代表者の氏名 会長 ○○○○

〔注〕 添付書類の記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

社会保険労 務士記載欄	作成年月日 提出代理者の表示	氏名	電話番号

## (2) 労働保険料等の口座振替について

### ① 制度の概要

「保険料等」<sup>(注1)</sup>の口座振替による納付制度は、納付者である「事務組合」と、その預金口座のある金融機関（口座振替取扱金融機関に限ります。）との口座振替に関する契約に基づき、国から金融機関に送付された納付書にしたがって、金融機関が振替納付日<sup>(注2)</sup>において、当該納付書に記載された「保険料等」の額を、「事務組合」が指定した預金口座から引き落とし、国庫へ振り替えることによって、「保険料等」を納付するものです。（口座振替納付書送付依頼書（新規及び変更）は厚生労働省ホームページよりダウンロード可能です。）

(注1) 口座振替納付の対象とする「保険料等」は、継続事業（一括有期事業を含む。）と単独有期事業の概算保険料、確定保険料の不足額と一般拠出金が対象となります。

(注2) 「保険料等」は、次の期日（その日が金融機関の休日の場合はその翌日）に預金口座から国庫へ振替納付されることになります。

- ・ 確定保険料の不足額、概算保険料第1期分と一般拠出金……9月6日
- ・ 概算保険料第2期分……11月14日
- ・ 概算保険料第3期分……2月14日

### ② 口座振替納付の申出手続等

口座振替納付を希望する「事務組合」は、「送付依頼書（新規）」が「管轄労働局」に受理されると、これが解除されるまでは、継続して口座振替納付の方法により、「保険料等」の納付を行うことになります。

「管轄労働局」においては、次のような場合を除いて、「送付依頼書（新規）」を受理し、副本を事務組合に交付することによって、口座振替納付が認められることになります。

- ・ 現に滞納している「保険料等」があるなど、振替納付が確実になされるとは認められないとき
- ・ その他口座振替納付が継続的に実施されるとは認められないなど、「保険料等」の納付が確実に徴収上有利と認められないとき

## (3) 労働保険料等徴収納付状況報告書の提出について

総会等の議決機関に報告した労働保険料等の徴収納付状況に関する以下の書類を毎年報告していただくことになっています。

### ① 報告書

前年度労働保険料等特別会計徴収納付状況報告又は決算報告いずれかの写し（任意様式）

### ② 提出時期

年度更新時、又は総会開催、内部監査実施された日の属する月の翌月末

### ③ 提出先

神奈川労働局総務部 労働保険徴収課 雇用保険監察官

### ④ 様式例

109～110ページ参照

### 3. 労働保険事務組合に対する報奨金制度

#### 【報奨金（定率・定額分）について】

保険料、一般拠出金の申告・納付その他労働保険事務の処理について、その適正な遂行の労に報い、もって労働保険料、一般拠出金の収納率を高く維持するために、納付状況が著しく良好な事務組合に対し、年1回報奨金が交付されます。

#### (1) 交付の要件

報奨金は、年度更新申告書及び添付書類が法定提出期限である7月10日（休日に当たるときは翌日。）までに提出され、労働保険料及び一般拠出金の納付状況が、それぞれ次のいずれにも該当する場合に交付されます。

#### 労働保険料に対する報奨金

- ①報奨金算定基準日（7月10日、天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、それが土曜日、日曜日、休日、祝日に当たるときは、その翌日。）において、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、前年度確定保険料の額（納付すべき追徴金又は延滞金があればその額を含む。）の合計額の95パーセント以上の額が納付されていること。

※なお、「天災その他やむを得ない理由」には、次に挙げる事項が該当します。

- a. 天災地変等の不可抗力により、7月10日までに納付できなかったとき。
- b. 交通又は郵便のストライキ等により、7月10日までに納付できなかったとき。
- c. a、bに準ずるもの。《事務組合が事務整理期間（口座振替制を採用している場合を含む。）を必要とした場合を含む。》

- ②前年度の労働保険料等（追徴金及び延滞金を含む。以下同じ。）について、差押えなど滞納処分を受けたことがないこと。
- ③偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

#### 一般拠出金に対する報奨金

- ①報奨金算定基準日において、当年度の一般拠出金（前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金。納付すべき追徴金又は延滞金があればその額を含む。）であって、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その一般拠出金の額の合計額の95パーセント以上の額が納付されていること。
- ②当年度の一般拠出金（追徴金及び延滞金を含む。以下同じ。）について、差押えなどの滞納処分を受けたことがないこと。

③偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

## (2) 報奨金の交付額

報奨金は、予算の範囲内で交付されますが、詳細については「報奨金についてのお知らせ」にて通知します。ただし、労働保険料に係る報奨金交付額の上限は1,000万円とします。

## (3) 交付申請の手続

報奨金の交付を受けようとするときは、「労働保険事務組合報奨金交付申請書」を労働局に提出してください。提出期限は10月15日です。(それが土曜日、日曜日、休日、祝日に当たるときは、その翌日。)この日を徒過した場合は「弁明書」が必要となります。

また、交付申請においては、下記の対応が必要になります。

### ※報奨金に係る「区分経理」について

- i. 報奨金における区分経理とは、「支出において、単に支出事項を区分するだけでなく、区分された支出内容が、厚生労働省が定める支出内容に合致するものである」ことをいいます。
- ii. 厚生労働省の定める支出内容とは、「事務組合の運営、特に、労働保険料の収納額の向上に資すると認められる支出とする。具体的な支出内容としては①事務組合所属労働者に対する賃金、②事務組合事務所の賃貸借料、③労働保険料の徴収に係る旅費、④その他事務組合の運営に必要な経費」と定められています。
- iii. 区分経理の有無及び報奨金の目的外使用(人件費等以外への支出)の有無を確認し、区分経理がなされていない又は交付目的外使用を予定する事務組合については、報奨金の交付対象から除外しますので、ご注意ください。
- iv. 前年度の支出内容を书面審査により確認の上、交付決定することとなりますので、それぞれの支出の内容が確認できる書類の写し、あるいは当該内容を申立書により、7月10日までに提出してください。詳細については「報奨金についてのお知らせ」等をご覧ください。

「区分経理」に関する様式は神奈川労働局のホームページからダウンロードすることができます。

なお、報奨金の区分経理については、「労働保険事務組合監査」の際に、帳簿等により監査させていただきます。

### <報奨金に関する留意点>

報奨金の趣旨から報奨金交付の際に事務組合業務を廃止又は廃止を予定している場合は交付対象となりません。

## 【報奨金（電子化分）について】

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容を電子化したもの（以下「申告書内訳（電子）」という）を提出した場合には、報奨金（電子化分）が交付されます。

### （1）交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

- ①報奨金（定率・定額分）の交付対象事務組合であること。
- ②申告書内訳（電子）の提出は、電子申請（CSV添付）又は電子媒体によること。  
なお、電子媒体の種類はDVD（DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW）、CD（CD-R又はCD-RW）であること。
- ③指定された形式（（5）申告書内訳（電子）の作成要領 参照）で作成されたものであること。
- ④申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」（組様式第6号（甲））と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

### （2）報奨金の金額

報奨金（電子化分）は、予算の範囲内で、申告書内訳（電子）に登録された委託事業場のうち、前年度における常用労働者15人以下の委託事業場1件につき800円を交付します。

### （3）申告書内訳（電子）の提出期限

申告書内訳（電子）は、年度更新期間中（6月1日～7月10日）に提出してください。

### （4）報奨金（電子化分）交付申請書の提出期限

報奨金（電子化分）交付申請書の提出期限は、10月15日です。この日を徒過した場合は「弁明書」が必要となります。

### （5）申告書内訳（電子）の作成要領

厚生労働省ホームページ内の「労働局適用徴収業務支援システム仕様公開について」にて公開している「インターフェース仕様書」の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを電子申請の添付資料として提出、又は上記（1）②に記載するDVD又はCDへ保存して提出してください。

（注）令和8年度以降の年度更新においては、CSV形式の「申告書内訳情報（新データ形式）」及び「特別加入者情報（新データ形式）」のみ提出可能となります。



## 第5章 委託事業場に関する事務

### 1. 労働保険事務等の処理を委託されたとき

委託	労働保険事務等委託書	(組様式第1号)	事業主から組合に提出させ、受託の可否を決定します。 その旨を事業主に通知してください。
労働保険	労働保険関係成立届 (事務処理委託届)	(様式第1号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	労働保険事務等処理委託事業主名簿 労働保険料等徴収及び納付簿 雇用保険被保険者関係届出事務等 処理簿	(様式第16号)  (様式第17号) (様式第18号)	法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	※確認書類はハ ローワークに 確認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 特別加入申請書	(様式第34号の7)	事務組合の管轄 労働基準監督署

### 2. 労働保険事務等処理委託内容が変更されたとき

労働保険	労働保険名称、所在地変更届	(様式第2号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	労働保険事務等処理委託事業主名簿 労働保険料等徴収及び納付簿 雇用保険被保険者関係届出事務等 処理簿	(様式第16号)  (様式第17号) (様式第18号)	法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険事業主事業所各種変更届	※確認書類はハ ローワークに確 認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 特別加入に関する変更届	(様式第34号の8)	事務組合の管轄 労働基準監督署

※業種変更等は別途確認書類が必要になります。また一元⇔二元の変更を伴うものは成立届の提出が必要になります。労働局徴収課 事務組合係までご相談ください。

### 3. 労働保険事務等処理委託を解消したとき

(委託→委託、委託→個別)

解 除	労働保険事務等処理委託解除通知書	(組様式第11号)	事務組合は予め事業所に通知する必要があります。
労働保険	労働保険事務等委託解除届	(様式第15号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	※左記1.2と同じ		法定三帳簿の作成
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 「委託解除届」に「特別加入者あり」と明記して提出		事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク

・「労働保険関係成立届」

委託→委託：新組合が作成、提出する。 委託→個別：事業主が作成、提出する。

(雇用保険対象者がいる場合)

・「雇用保険事業主事業所各種変更届」※労働保険番号の変更手続きが必要になります。

委託→委託：新組合が作成、提出する。 委託→個別：事業主が作成、提出する。

(事業所廃止等)

解 除	労働保険事務等処理委託解除通知書	(組様式第11号)	事務組合は予め事業所に通知する必要があります。
労働保険	労働保険事務等委託解除届	(様式第15号)	事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク
組合内部 事務処理	※左記1.2.と同じ		法定三帳簿の作成
雇用保険	(雇用保険対象者がいる場合) 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 離職証明書	※確認書類はハローワークに 確認ください。	事業所の管轄 ハローワーク
特別加入	(特別加入対象者がいる場合) 「委託解除届」に「特別加入者あり」と明記して提出		事務組合の管轄 労働基準監督署 ハローワーク

## 4. 事務組合に係る継続事業一括申請に関する取扱い

継続事業の一括とは、保険関係が成立している2以上の事業について、次のすべての要件を満たす場合に、指定した事業（一つの労働保険番号）でまとめて保険料申告できるものです。

(継続一括の要件)

- ・継続事業であること。
- ・指定事業と被一括事業の事業主が同じであること。
- ・それぞれの事業が同じ保険関係であること。
- ・それぞれの事業が「労災保険料率表」による「事業の種類」が同じであること。

継続一括申請方法等につきましては、神奈川労働局のホームページに手続きに関する手引き（以下「一括手引き」という。）を掲載しております。

神奈川労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き >  
労働保険関係【労働保険徴収課】手続き >  
継続事業一括申請の手続き【労働保険徴収課】

### 【留意点】

ただし、その内容は個別向けのものとなっておりますので、事務組合での申請等については、以下の点について留意していただきますようお願いいたします。

#### (1) 新規・追加申請手続き

一括手引き 6ページ

個別から委託や他事務組合からの委託替えの場合、継続一括していた被一括事業全体をそのまま引き継ぐことはできません。この場合、指定事業、被一括事業すべてで**保険関係成立届**を新たに提出し、振り出された新しい労働保険番号を使用してください。

#### (2) 認可の取消手続き

一括手引き 8ページ

業種変更などで一括の要件を満たさなくなる場合等で、被一括事業と指定事業との一括関係を解消し、被一括事業を独立させたい（被一括が個別番号の場合を除く。）場合、被一括事業に振り出されていた枝番号（認可前労働保険番号）をそのまま使用することができます。（一括手引き8頁、4認可の取消手続き参照。）この申請後は独立させた認可前労働保険番号で保険料申告が必要となります。

(3) 指定事業が移転・名称変更した場合

一括手引き 10ページ

指定事業や被一括事業に業種変更が生じた場合は、次の点に注意してください。

①指定事業の業種を変更する場合

名称・所在地等変更届の⑧変更理由欄に「被一括事業あり」や「子あり」などと表示し、変更後の事業の種類が確認できる資料を添付して提出してください。

なお、変更内容により、継続一括追加・取消申請の提出をご案内することがあります。(指定事業のみが業種変更する場合等)

②被一括事業が指定事業とは異なる業種に変更する場合

継続一括の要件を満たさなくなるため、(2)の認可の取消手続きをしてください。

(4) 指定事業の変更(会社合併等)

一括手引き 11ページ

同一事務組合内の異なる二つの事業場を合併させることができます。

(5) 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたがないとき)

一括手引き 13ページ

新旧の指定事業が同一事務組合に委託している場合に限りです。

(6) 委託解除

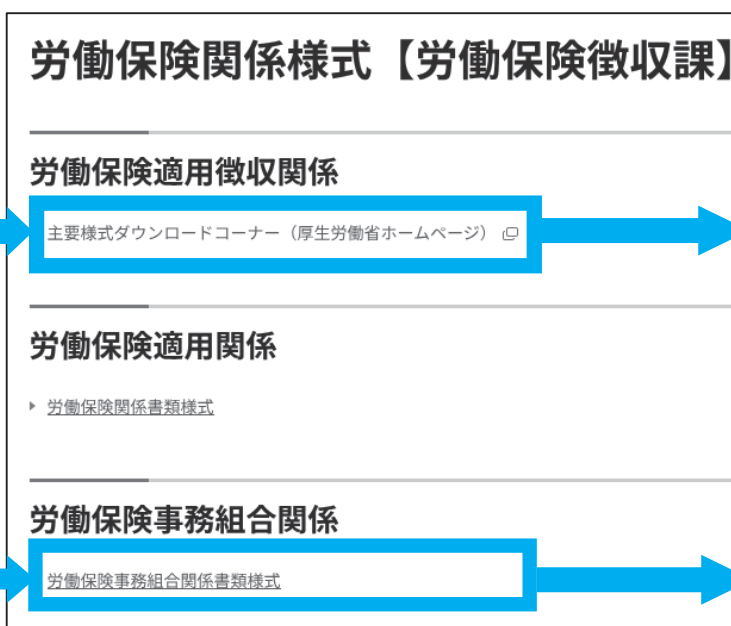
事務組合のみのため一括手引きに記載なし

指定事業と被一括事業を委託解除する場合には、指定事業の委託解除届と継続一括取消申請書の提出が必要です。

なお、被一括事業番号をそのまま再利用したい場合は、事前に神奈川労働局労働保険徴収課事務組合係までご相談ください。

## 【各種様式のホームページからのダウンロードについて】

- 神奈川県労働局のホームページより、各様式がダウンロードできます。



① 厚生労働省 労働保険各種様式



② 神奈川県労働局 労働保険事務組合関係書式



## 厚生労働省HPよりダウンロード可能

番号	様式	ファイル名
1	様式第7号(甲)	一括有期事業報告書・総括表(建設の事業)
2	様式第7号(乙)	一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)
3	様式第8号	労働保険料・一般拠出金還付請求書(※印刷時の注意事項を必ずお読みください。)
4	海特様式第1号	第3種特別加入保険料申告内訳
5	海特様式第2号	第3種特別加入保険料申告内訳名簿
6	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎特例計算対象者内訳
7	組様式第4号	労働保険料等算定基礎賃金等の報告(事務組合用)
8	組様式第6号	保険料・一般拠出金申告書内訳(事務組合用)

## 神奈川労働局HPよりダウンロード可能

### ■労働保険事務組合関係

番号	様式	ファイル名
1		労働保険事務等委託書
2		労働保険事務等委託解除通知書
3		労働保険事務処理規約(例) R2.7一部改正【青字部分】・R3.2一部改正【赤字部分】
4		特定個人情報取扱規程(例)
5		労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届
5-1	添付書類	経歴書(例)
5-2	添付書類	労働保険料等の納付に関する誓約書(例)
6		労働保険料等徴収・納付状況報告
7		労働保険番号付与願
8		独自コンピュータ様式使用承認申請書
9		事故事業場報告書
10		取下げ願(例)
11		理由書(例)
12		事務組合変更(継続委託)に伴う特別加入者についての報告書

### ■帳簿関係

1	様式第16号	労働保険事務等処理委託事業主名簿
2	様式第17号	労働保険料等徴収及び納付簿
3	様式第18号	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

### ■年度更新関係

1	組様式第4号	労働保険料等算定基礎賃金等の報告(Excel形式)
---	--------	---------------------------

### ■特別加入年度更新関係(第2種)

1		保険料申告書内訳
2		第2種特別加入保険料集計表
3		特別加入者団体の特別加入者名簿
4	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
5	別紙様式第2号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳《事務組合用》
6	特様式第2号	〈直接入力可〉OCR様式給付基礎日額変更申請書
7	特様式第2号続紙	続紙 給付基礎日額変更申請書(PDF形式)
8	特様式第2号続紙	続紙 給付基礎日額変更申請書(Excel形式)

### ■特別加入年度更新関係(第3種)

1	海特様式第1号	第3種特別加入保険料申告書内訳
2	海特様式第2号	第3種特別加入保険料申告書内訳名簿
3	別紙様式第1号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
4	別紙様式第2号	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳《事務組合用》

### ■報奨金区分経理関係

1	別紙1-1	交付申請時に提出する証明書(労働保険事務組合が受け取り支出する場合)
2	別紙1-2	交付申請時に提出する証明書(母体団体に繰り入れる場合)
3	別紙1-3	交付分に係る支出予定内容
4	別紙3	労働保険事務組合報奨金交付に係る申立書
5	別紙5	報奨金の使途に係る確認事項(神奈川局独自様式)
6		提出・提示書面一覧

### ■委託事業主算定基礎調査関係

1		労働保険確定賃金表
---	--	-----------

### ■労働局への送付状関係

1		年度更新用
2		常時用

# 取下げ願い

年 月 日

神奈川 労働局長 殿

## 労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	

## 事業主の住所

## 事業主の氏名

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

標記について、令和 年 月 日に提出しました(該当項目チェック)

- 成立届(事務処理委託届)
- 特別加入申請書(氏名 \_\_\_\_\_ 分)
- 特別加入変更届(氏名 \_\_\_\_\_ 分)
- 特別加入脱退申請書(氏名 \_\_\_\_\_ 分)
- その他( \_\_\_\_\_ )

につきましては、下記の理由により取下げます。

## 記

※成立届の場合は3部(局用、監督署または安定所用、事務組合控用)、特別加入関係書類の場合は1部(局用)を提出してください。



# 経 歴 書

住 所 (〒 - ) .....

(フリガナ)  
氏 名 .....

生年月日 .....

電話番号 ( ) .....

## 職 歴 (職務内容も含む)

年 月 日 .....

年 月 日 .....

年 月 日 .....

年 月 日 .....

年 月 日 .....

## 団 体 歴

年 月 日 .....

年 月 日 .....

# 誓 約 書

年 月 日

神奈川労働局長 殿

労働保険事務組合 所在地

名 称

代表者名

⑩

(登録済事務組合印)

労働保険事務組合認可申請書記載事項中、役員の変更がありましたので、今後の労働保険、保険料の納付及びその他の事務一切につき適正に運営する事はもとより万一事故発生の場合には、その責を負うことを誓約いたします。

記

役 職

氏 名

⑩

(印鑑登録証明書の個人印)

## 【中小企業の業種分類表と委託できる事業主規模】

業種 (労働者数)	日本標準産業分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行)に基づく)
卸売業 (100人以下)	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維、衣服等卸売業) 中分類52 (飲食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)
小売業 (50人以下)	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食料品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業 (100人以下)	大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
その他 (300人以下)	上記以外のすべて

※労働保険事務組合に委託できる労働者数の規模は、事業場単位の労働者数ではなく、企業全体の労働者数になります。

※表記のほか、金融業、保険業、不動産業については、労働者数50人以下の事業主が委託できる事業主の規模です。

# 事 故 事 業 場 報 告 書

令和 年 月 日

神奈川労働局長 殿

事務組合の基幹番号

府県	障	管轄	基幹番号

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

委託事業場の事故(倒産等)がありましたので、下記のとおり報告します。

## 記

労働保険番号・枝番号		所 在 地	
事 業 場 名		電 話	
代 表 者 名		住 所	
滞 納 額		電 話	
事 故 年 月 日		事 故 内 容	
不 動 産 等 の 財 産		事 業 内 容	
取 引 銀 行		取 引 先 住 所	
		電 話	
事業場との接触経過その他			

- (注) 1 事業場名は、有限会社、株式会社等を書き、正式名称を記入してください。  
 2 電話番号は、所有しているもの、すべて記入してください。  
 3 滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。確定精算の申告がなされていないものについては、確定の賃金等の報告のコピーを添付してください。  
 4 取引銀行は、重要な調査対象ですので、支店名を明記のうえ、分るかぎり記入してください。  
 5 不動産等の財産については、自社ビル所有とか、他に不動産を所有している等の状況を記入してください。  
 6 接触経過については、倒産後の連絡先、責任者、弁護士の所在等を含め、いままでの接触経過を記入してください。

※提出先は、神奈川労働局総務部労働保険徴収課事務組合係です。

(A 4版)

## 労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願

下記理由により労働保険番号の追加付与を願います。

年 月 日

労働基準監督署長 殿  
公共職業安定所長

① 事務組合整理番号

② 労働 保険 事務 組合	(フリガナ)						郵便番号
	主たる事務所の所在地						
	(フリガナ) 名 称						電話番号( ) ( )- 番
	(フリガナ) 代表者の氏名						
③ 既 に 付 与 さ れ て い る 労 働 保 険 番 号 及 び 委 託 し て い る 事 業 場 数	府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号	枝 番 号	委 託 し て い る 事 業 場 数	
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
				9	0 0 0		
④ 追 加 付 与 を 必 要 と す る 理 由 及 び 必 要 と す る 基 幹 番 号 の 末 尾 区 分 コ ー ド							
	基幹番号の末尾区分コード（必要区分コードに○印を付すること）					0 (1) 2 (3) 4 5 6 (7) 8	
※⑤ 追 加 付 与 す る 労 働 保 険 番 号	府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号	枝 番 号	追 加 付 与 年 月 日	
							年 月 日

# 送付状

令和 年 月 日

神奈川労働局労働保険徴収課事務組合係 御中

事務組合名	
電話番号	
担当者名	

※ 窓口  郵送

労働保険料申告関係  増減額訂  確定修正  滞納報告関係

特別加入関係  報奨金関係  適用関係  その他

について下記の書類を送付します。

### 【連絡事項記入欄】

基幹番号	
------	--

基幹番号	労働保険申告書	申告内訳書	還付請求書	一括有期総括表	一括有期報告書	滞納事業場報告	納入事業場報告	報奨金申請書	報奨金申請書(CD)	労働保険/各証明申請加入証明願	納入証明交付申請書	納付証明書(特定技能外国人関係)	労働保険料等徴収・納付状況報告書	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届	特入申請書	特入変更・脱退申請書	理由書	成立届	委託解除届	名称・所在地変更届	継続一括関係書類	
末尾																						
	送付																					
	※返送																					
	送付																					
	※返送																					
	送付																					
	※返送																					
	送付																					
	※返送																					
	送付																					
	※返送																					

●お願い 組合控等の返信を希望の場合は返信用封筒を同封してください。

送付件数は提出用(正)の枚数を記入してください。

続紙がある場合は、続紙についても1枚と別カウントとしてください。

控えの枚数はカウントしないでください。

※	受取者	封入者	返送時ダブルチェック
	取扱者	確認者	

※ 返送日 月 日

※印は労働局で記入します。

※個別分がきまれている場合に返信用封筒を個別へ

月 日

# 年度更新用送付状

令和 年 月 日

神奈川県労働局労働保険徴収課

事務組合係 御中

事務組合名	
電話番号	
担当者名	

年度更新申告関係

報奨金区分経理

について下記の書類を送付します。

※ 窓口

郵送

【連絡事項記入欄】

基幹番号

一 種	末尾 枝番号	申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	CD	日額 変更	特例 内訳						
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													

二 種	末尾 枝番号	申告書	申告書 内訳 (提出2部)	名簿 (提出1部)	集計表 R6 確定	集計表 R7 概算	特例 内訳 R6	特例 内訳 R7	還付 請求書	日額 変更					
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													

三 種	末尾 枝番号	申告書	申告 内訳 (提出2部)	名簿 (提出2部)	特例 内訳 R6	特例 内訳 R7	還付 請求書	日額 変更							
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													
		受理													
		※返送													

報 奨 金		別紙 1-1	別紙 1-2	別紙 1-3	別紙3	別紙5	収支 報告書	賃金 台帳	支出簿	契約書	その他				
		受理													
		※返送													

●メリットの場合は枝番号も記入

※印は労働局で記入します

※	受取者	封入者	返送時ダブルチェック
	取扱者		確認者

※ 返送日 月 日

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

基幹番号

一種

末尾 枝番号		申告書	内訳書	還付 請求書	一括 総括表	一括 報告書	特例 内訳							
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													
	受理													
	※返送													

●メリットの場合は枝番号も記入  
※印は労働局で記入します

# 令和●年度 労働保険料等徴収・納付状況報告

事務組合名称

14301-9●8●7

●●●●労働保険事務組合

## 【労働保険料】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
第1期 労働保険料 (前年度確定不足含む)	3,300,000	3,300,000	
第2期 労働保険料	3,000,000	3,000,000	
第3期 労働保険料	3,000,000	3,000,000	
過年度保険料 (滞納分等)	0	0	
追徴金	0	0	
延滞金	0	0	
合計	9,300,000	9,300,000	

還付金	政府よりの還付金	事業主への返還金	
	25,332	25,332	

利息	25	一般会計へ振替
翌年度預り保険料	0	

事務組合保管額	12,987	未還付金
滞納保険料額	100,000	事業主行方不明

## 【一般拠出金】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
一般拠出金	12,345	12,345	

滞納拠出金	0
-------	---

監査の結果、適正と認めます。

令和●年●月●日

監事(監査役)氏名

●田 ●男

署名又は記名

# 令和 年度 労働保険料等徴収・納付状況報告

事務組合名称

## 【労働保険料】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
第1期 労働保険料 (前年度確定不足含む)			
第2期 労働保険料			
第3期 労働保険料			
過年度保険料 (滞納分等)			
追徴金			
延滞金			
合計			

還付金	政府よりの還付金	事業主への返還金	

利息	一般会計へ振替
翌年度預り保険料	

事務組合保管額	
滞納保険料額	

## 【一般拠出金】

	徴収額 (事業主から)	納付額 (政府への)	備考
一般拠出金			

滞納拠出金	
-------	--

監査の結果、適正と認めます。

令和 年 月 日

監事(監査役)氏名

署名又は記名

# 労 災 保 険 率 表

(令和6年4月1日改定)

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	1000分の52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の13
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	25	採石業	1000分の37
	26	その他の鉱業	1000分の26
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	1000分の11
33		舗装工事業	1000分の9
34		鉄道又は軌道新設事業	1000分の9
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
38		既設建築物設備工事業	1000分の12
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6
37		その他の建設事業	1000分の15
製造業	41	食料品製造業	1000分の5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4
	44	木材又は木製品製造業	1000分の13
	45	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	46	印刷又は製本業	1000分の3.5
	47	化学工業	1000分の4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	1000分の6
	66	コンクリート製造業	1000分の13
	62	陶磁器製品製造業	1000分の17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
	51	非鉄金属精錬業	1000分の7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5
	53	鋳物業	1000分の16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の6.5
	55	めっき業	1000分の6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5
	57	電気機械器具製造業	1000分の3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4
	59	船舶製造又は修理業	1000分の23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5	
61	その他の製造業	1000分の6	
運輸業	71	交通運輸事業	1000分の4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	74	港湾荷役業	1000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	93	ビルメンテナンス業	1000分の6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3
	99	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	94	その他の各種事業	1000分の3
	90	船舶所有者の事業	1000分の42

## 第 2 種 特別 加入 保険 料 率 表

(令和 6 年 4 月 1 日 施行)

事業又は 作業の種 類の番号	事業 又 は 作 業 の 種 類	第 2 種 特別加入保険率
特 1	労働者災害補償保険法（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第 1 号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	1000分の11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第 2 号の事業（建設業の一人親方）	1000分の17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第 3 号の事業（漁船による自営業者）	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第 4 号の事業（林業の一人親方）	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第 5 号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第 6 号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第 7 号の事業 （船員法第 1 条に規定する船員が行う事業）	1000分の48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第 8 号の事業（柔道整復師）	1000分の 3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第 9 号の事業 （創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	1000分の 3
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業 （あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	1000分の 3
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の作業（歯科技工士）	1000分の 3
特12	労災保険法施行規則第46条の18第 1 号口の作業（指定農業機械作業従事者）	1000分の 3
特13	労災保険法施行規則第46条の18第 2 号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号イ又は口の作業 （金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の14
特15	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 5
特16	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17
特17	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 3
特18	労災保険法施行規則第46条の18第 3 号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18
特19	労災保険法施行規則第46条の18第 2 号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 3
特20	労災保険法施行規則第46条の18第 1 号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 9
特21	労災保険法施行規則第46条の18第 4 号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 3
特22	労災保険法施行規則第46条の18第 5 号の作業 （介護作業従事者及び家事支援従事者）	1000分の 5
特23	労災保険法施行規則第46条の18第 6 号の作業（芸能関係作業従事者）	1000分の 3
特24	労災保険法施行規則第46条の18第 7 号の作業（アニメーション制作作業従事者）	1000分の 3
特25	労災保険法施行規則第46条の18第 8 号の作業（ITフリーランス）	1000分の 3

### 第3種特別加入保険料率表

(平成30年4月1日改定)

対 象	第3種特別加入保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の3

### 労務費率表

(令和6年4月1日改定)

【参考】

事業の種類 の分類	事業の種類	労務費率	平成30年～ 令和5年度 の労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業	19%	19%
	舗装工事業	17%	17%
	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%
	既設建築物設備工事業	23%	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38%	38%
		21%	21%
	その他の建設事業	23%	24%

## 特別加入に係る健康診断実施機関名簿

実施機関	所在地・電話番号	検診項目			
		じん肺	振動	鉛	有機
公益財団法人 神奈川県予防医学協会	〒231-0021 横浜市中区日本大通58 日本大通ビル (045) 641-8503	○	○	○	○
独立行政法人 労働者健康安全機構 関東労災病院健康管理センター	〒211-8510 川崎市中原区木月住吉町1-1 (044) 434-6333	○		○	○
一般財団法人 京浜保健衛生協会	〒213-0034 川崎市高津区上作延3-8-14 (044) 330-4565				○
公益財団法人 逗葉地域医療センター	〒249-0003 逗子市池子字棧敷戸1892-6 (046) 873-7752			○	○
一般財団法人 ヘルスサイエンスセンター	〒252-0303 相模原市南区相模大野3-3-2-401 ポーノ相模大野サウスモール 4F (042) 740-6200	○		○	○
一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会	〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9 (045) 335-6901 (大和事業部にて転送受付)	○	○	○	○
一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会 大和健診事業部	〒242-0017 大和市大和東3-10-18 (046) 262-8155			○	○
医療法人財団 報徳会 西湘病院	〒250-0001 小田原市扇町1-16-35 (0465) 35-5787				○

※受診には予約が必要です。事前に実施機関に予約を取ってください。

その際、実施日時についてお問い合わせください。

※実施内容は変更になることがありますので、受診前には必ず実施機関にお問い合わせください。

※神奈川県内以外の実施機関については神奈川県労働局 事務組合係（電話 045-650-2866）にお問い合わせください。

事業主・被保険者の皆さまへ

## 令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

### <令和7年度の雇用保険料率>

(青字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		<b>5.5/1,000</b>	<b>9/1,000</b>	5.5/1,000	3.5/1,000	<b>14.5/1,000</b>
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>6.5/1,000</b>	<b>10/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	3.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		<b>6.5/1,000</b>	<b>11/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	4.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 労働基準監督署および管轄区域一覧

署名	管轄	所在地		電話番号	管轄区域
横浜南	01	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	労災課 045-211-7376	横浜市のうち中区、南区、港南区、磯子区、金沢区
鶴見	02	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	労災課 045-279-5487	横浜市のうち鶴見区 (川崎南労働基準監督署区域を除く)
川崎南	03	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	労災課 044-244-1272	川崎市のうち川崎区、幸区、横浜市鶴見区のうち扇島
川崎北	04	〒213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	労災課 044-382-3192	川崎市のうち、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
横須賀	05	〒238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
横浜北	06	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	労災課 045-474-1253	横浜市のうち神奈川区、港北区、緑区、都筑区、青葉区、西区
平塚	07	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	労災課 0463-43-8616	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡
藤沢	08	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	労災課 0466-97-6749	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、高座郡
小田原	09	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	労災課 0465-22-7152	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
厚木	10	〒243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	労災課 046-401-1642	厚木市、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市、愛甲郡
相模原	11	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	労災課 042-861-8632	相模原市
横浜西	12	〒240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	労災課 045-287-0275	横浜市のうち戸塚区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区、栄区、泉区

## 公共職業安定所及び管轄区域一覧

所名	管轄	所在地		電話番号	管轄区域
横浜	01	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階	事業所・学卒第一・ 雇用援助部門 045-663-8609  職業相談・専門援助・ 適用・給付部門 045-663-8609	横浜市のうち、神奈川区、西区、 中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、 旭区、磯子区
		〒231-0001	横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎1階・2階		
戸塚	03	〒244-8560	横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609	横浜市のうち戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区
川崎	04	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609	川崎市のうち、川崎区、幸区、 横浜市のうち鶴見区
横須賀	05	〒238-0013	横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609	横須賀市（横浜南公共職業安定所の管轄区域を除く）、三浦市
平塚	06	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609	平塚市、伊勢原市、中郡
小田原	07	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-23-8609	小田原市、足柄下郡
藤沢	08	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
相模原	09	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609	相模原市
厚木	10	〒243-0003	厚木市寿町3-7-10	046-296-8609	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡
松田	11	〒258-0003	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609	秦野市、南足柄市、足柄上郡
横浜南	12	〒236-8609	横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、追浜南町、浜見台、湘南鷹取、逗子市、三浦郡
川崎北	14	〒213-8573	川崎市高津区千年698-1	適用・事業所部門 044-777-8609	川崎市のうち中原区、高津区、 多摩区、宮前区、麻生区
		〒213-0011	川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノ口ビル4階	紹介・給付部門 044-777-8609	
港北	15	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1221	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
大和	16	〒242-0018	大和市深見西3-3-21	046-260-8609	大和市、綾瀬市

# 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

## (労働保険事務組合)

**第三十三條** 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

## (労働保険事務組合に対する通知等)

**第三十四條** 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

## (労働保険事務組合の責任等)

**第三十五條** 第三十三條第一項の委託に基づき、事業主が労働

保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、第二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十七條第三項（労災保険法第十二條の三第三項及び第三十一條第四項並びに雇用保険法第十條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十二條の三第二項の規定及び雇用保険法第十條の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

## (帳簿の備付け)

**第三十六條** 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

## ※(帳簿の備付け)

**則第六十八條** 法第三十六條の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

- 一 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第十六号）
- 二 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第十七号）
- 三 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第十八号）

## (報告等)

**第四十二條** 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に對して、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

## (立入検査)

**第四十三條** 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (罰則)

**第四十七條** 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合

二 第四十二條の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三 第四十三條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

